

平成21年10月

城南衛生管理組合議会定例会

会 議 録

平成21年10月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成21年10月19日

午前10時 開議

1. 出席議員

田 辺 勇 気	議 員
橋 本 宗 之	議 員
菱 田 明 儀	議 員
山 本 邦 夫	議 員
上 林 昌 三	議 員
原 田 周 一	議 員
岩 田 剛	議 員
森 田 泰 雄	議 員
大 西 吉 文	議 員
園 崎 弘 道	議 員
寺 地 永	議 員
若 山 憲 子	議 員
北 村 政 雄	議 員
樋 口 房 次	議 員
青 野 仁 志	議 員
川 原 一 行	議 員
関 谷 智 子	議 員
高 橋 尚 男	議 員
田 中 美 貴子	議 員
西 川 博 司	議 員
藤 田 稔	議 員
向 野 憲 一	議 員

2. 説明のため出席した者

久保田 勇	管 理 者
橋 本 昭 男	副管理者
明 田 功	副管理者
坂 本 信 夫	副管理者
奥 田 光 治	副管理者
汐 見 明 男	副管理者
吉 村 弘	専任副管理者
稲 石 義 一	事業部長
浅 田 清 晴	施設部長
桑 野 信 一	理 事
村 主 安 男	理 事

革島昇治	会計管理者
長村優	広報情報課長
伊庭利夫	業務課長
杉崎雅俊	施設課長
平田敏博	クリーンピア沢所長
福井均	クリーン21長谷山所長
福西博	折居清掃工場長
橋本茂	エコ・ポート長谷山所長
大田博之	奥山リユースセンター所長
西山正和	グリーンヒル三郷山所長
垣内太平	代表監査委員

3. 職務のため議場に出席した職員

宇野敏彦	議会事務局長
橋本哲也	企画財政課長係長

4. 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	会期の決定について
日程第 4 議案第 9 号	平成 2 0 年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算 認定について
日程第 5	休会について

5. 会議に付議した事件

日程第 1 ～ 日程第 5

午前 1 0 時 0 0 分 開会

○高橋尚男議長 おはようございます。

ただ今の出席議員数は、22名であります。既に定足数に達しておりますので、10月定例会は成立をいたしました。これより平成21年10月、城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 諸報告

○高橋尚男議長 日程第1、諸報告を行います。城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、例月出納検査結果3件につきましては、その写しをお手元に配布をいたしておりますので、ご覧おきます。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○高橋尚男議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、議長において、菱田明儀議員、樋口房次議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○高橋尚男議長 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日から11月24日までの37日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、37日間と決定いたしました。

日程第4 平成20年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

○高橋尚男議長 次に、日程第4、議案第9号、平成20年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

久保田管理者。

○久保田 勇管理者(登壇) おはようございます。本日ここに平成21年10月城南衛生管理組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとお忙しい中、ご参集を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

ただ今議題となりました議案第9号、平成20年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成20年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。なお、地方自治法第233条第5項及び第241条第5項の規定により、主要な施策の成果説明書及び歳入歳出決算事項別明細書、並びに実質収支に関する調書及び財産に関する調書の他に、歳入歳出決算事項別明細説明書を関係附属書類として併せて提出をいたすものでございます。

計数の詳細につきましては会計管理者から説明を申し上げますので、ご精査のうえご認定を賜りますようお願いを申し上げます。

また、議案第9号の資料と致しまして、平成20年度決算額を基礎に致しました、貸借対照表と、行政コスト計算書を提出致しておりますので、併せてご報告を申し上げます。

○高橋尚男議長 次に決算の計数について、説明を求めます。

革島会計管理者

○革島昇治会計管理者(登壇) おはようございます。ただ今、久保田管理者から提案がございました、議案第9号、平成20年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算についての、計数的な説明を申し上げます。

まず、平成20年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算書の概略を説明をさせていただきます。次にその詳細を記載をしております、平成20年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書を説明させていただきますのでよろしくお願い

申し上げます。

それでは、1ページから2ページの歳入でございますが、下段をご覧をいただきたいと思えます。歳入の決算総額は、52億7,255万7,713円、不納欠損額は、74万2,428円、収入未済額は、410万9,320円で、予算現額53億6,409万7千円に対しまして、9,153万9,287円の減額となっております。

次に、歳出の決算でございますが、決算書の3ページから4ページをご覧願います。歳出決算の総額は、52億748万6,297円でございます。翌年度繰越額は、1億700万5千円で、不用額は4,960万5,703円となっております。予算現額53億6,409万7千円から、歳出決算総額を差引きました残額は、1億5,661万703円となっております。なお、収入済額から支出済額を差引きました歳入歳出差引残額は3ページの下に記載をしております、6,507万1,416円となっておりますが、この中には、その下に記載をしております、繰越明許費繰越額の1,070万5千円が含まれております。

続きまして、歳入歳出決算の内容につきまして、平成20年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書に沿いましてご説明申し上げます。

まず歳入でございます。5ページから12ページに記載をしておりますが、5ページ、6ページをご覧願います。款1分担金及び負担金でございますが、予算現額41億4,202万円、収入済額は同じく41億4,202万円で、調定額どおりの収入となっております。次に、款2使用料及び手数料でございます。使用料及び手数料につきましては、予算現額4億9,609万9千円、調定額は5億355万4,559円に対しまして、収入済額は4億9,871万1,213円となっております。この収入の主なものは、8ページ上から3段目にごございます清掃手数料の、4億9,681万9,228円でありまして、その中には備考欄に記載をしております還付未済額3万1,490円が含まれております。次に7ページ款3国庫支出金でございます。国庫支出金につきましては、予算現額1億155万8千円に対しまして、収入済額は、同じく1億155万8千円で調定額どおりの収入となっております。続きましてその下、款4府支出金でございます。府支出金の予算現額は450万円に対しまして、収入済額は同じく450万円で調定額どおりの収入となっております。次に、款5財産収入でございますが、財産収入につきましては、予算現額1億3,844万8千円、収入済額は1億4,080万2,200円で調定額どおりの収入となっております。この収入の主なものといたしましては、7ページ下段あたりにごございます財産運用収入として、利子及び配当金404万2,634円及び、9ページにごございます物品売払収入でございまして、1億3,630万9,566円でございます。その内容といたしましては、缶やペットボトルなどの売払い収入が主なものであります。次に、9ページの款6繰入金でございますが、繰入金につきましては、予算現額5,455万7千円、収入済額も同額の5,455万7千円で、調定額どおりの収入となっておりますが、その内訳は、財政調整基金繰入金5,455万7千円でございます。続きまして、款7繰越金でございますが、繰越金につきましては、予算現額4,984万9千円で、収入済額4,984万8,786円で調定額どおりの収入となっております。次に、款8諸収入であります。諸収入につきましては、予算現額1億2,486万6千円、収入済額1億2,

466万514円であり、収入未済額が8,402円となっております。主な収入といたしましては、次のページ11ページの中ほどに記載しております、ごみ焼却受託事業収入の4,385万774円及び、その下の雑入に含まれております、クリーン21長谷山の発電による余剰電力売却収入やリサイクル工房教室の参加料収入などが主なものでございます。続きまして款9組合債であります。組合債は、長谷山清掃工場解体撤去跡地整備事業などに係る起債でありまして、予算現額、2億5,220万円に対し、収入済額1億5,590万円で、調定額どおりの収入となっております。

以上が歳入決算の概略説明でございますが、続きまして、歳出決算の概略説明をさせていただきます。13ページから36ページでございます。まず、13ページの款1議会費であります。議会費につきましては、予算現額329万5千円、支出済額は、316万2,205円で、13万2,795円の不用額となっております。次に、その下の款2総務費でございます。総務費につきましては、予算現額6億8,615万3千円、支出済額は6億8,310万7,926円で、304万5,074円の不用額となっております。この不用額の主なものとしましては一般管理費の255万1,251円でございます。なお、この総務費の中には、平成20年度に退職をいたしました職員14名分の退職手当を含んでおります。次に、飛びまして19ページの下段の款3衛生費でございます。衛生費は、工場や施設関係経費が中心となっております、予算現額35億4,775万5千円、支出済額33億9,841万5,748円で、翌年度繰越額として、33ページにございます長谷山清掃工場解体撤去跡地整備事業費の15節工事請負費のうち1億700万5千円を翌年度に繰り越しをいたしましたので、不用額は4,233万4,252円となっております。不用額の主なものとしましては、25ページにございます、ごみ焼却費の2,516万1,528円及び29ページのごみ破砕費で、458万4,728円でございます。続きまして33ページの款4公債費であります。公債費につきましては、予算現額11億2,295万円、支出済額11億2,280万418円で、14万9,582円の不用額となっております。最後に、その下にあります款5予備費であります。予備費につきましては、当初予算額500万円に対しまして、予算執行の過程におきまして、一部を充用いたしておりますが、その内容につきましては36ページの備考欄に記載のとおりでありまして、総務費へ3万6千円。それから衛生費へ2件の計102万円の合計105万6千円を充用しております。

以上で歳出の概略の説明を終わらせていただきまして、次に、実質収支に関する調書につきましてご説明申し上げます。次のページ37ページでございます。歳入総額は52億7,255万8千円。歳出総額は52億748万6千円。歳入歳出差引額は、6,507万2千円ですが、繰越明許費繰越額が1,070万5千円となっております、実質収支額は5,436万7千円となっております。

次に、財産に関する調書についてご説明申し上げます。38ページでございます。公有財産のうち、土地につきましては、決算年度末の現在高の合計は、17万9,112.76平方メートルとなっております、増減はございません。一方、建物の決算年度末の現在高の合計につきましては、非木造で、4万7,816.70平方メートルとなっております、決算年度中の増減高は954.45平方メートルの減少となっております。

すが、これは旧長谷山清掃工場解体撤去跡地整備事業に伴います飛灰処理棟などの解体撤去によるものであります。

次に、主要物品のご説明を申し上げます。39ページから40ページをご覧頂きたいと思えます。決算年度中に、7物品が増加をいたしまして、4物品が減少しました。その結果、決算年度末の現在高の合計は135物品となっております。

次に、基金についてご説明申し上げます。41ページでございます。財政調整基金では、一般会計からの積立金と運用益とで、2,439万696円増加をし、退職手当充当分で5,455万7千円減少いたしました結果、決算年度末の現在高は4,507万5,797円となっております。次に、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金では、現金預け入れによる運用益で399万3,938円政府保証債等の満期によりまして、2億9,955万円の計、3億354万3,938円の現金が増加いたしました。利付国債の購入により1億4,927万1千円減少致しましたので、決算年度中の現金は、1億5,427万2,938円増えております。その結果、決算年度末の現金現在高は、2億2,656万282円となっております。また、有価証券につきましては、先程の利付国債購入によりまして、1億4,927万1千円増加をいたしましたが、政府保証債等の満期により、2億9,955万円が減少しており、決算年度末現在高は2億4,902万1千円となり、現金・有価証券を合わせました基金の現在高は、4億7,558万1,282円となっております。

以上、平成20年度決算の計数説明とさせていただきます。どうかよろしくご審議賜りまして、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○高橋尚男議長 この際、本決算に対する監査委員の報告を求めます。

垣内太平監査委員

○垣内太平監査委員（登壇） 失礼をいたします。平成20年度決算審査結果の議会報告をさせていただきます。

おはようございます。監査委員の垣内でございます。

それでは、地方自治法第233条第2項の規定によりまして、管理者から審査に付されました、平成20年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査をいたしましたので、その結果の概要を報告させていただきます。

決算の審査は去る9月8日に橋本監査委員とともに、本組合事務局におきまして実施をいたしました。審査の対象は平成20年度一般会計歳入歳出決算の全科目にわたってで、ございました。審査の方法といたしましては、管理者から送付されました決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、並びに基金の運用状況調書が法令の規定に準拠して作成されているかを確認、決算計数について、歳入歳出簿及び証拠書類その他関係諸帳簿、並びに財産台帳と照合し、予算の執行内容についても決算との比較分析等によって検討を加えながら、関係職員からの説明聴取や、質問を行う中で、審査をいたしました。

審査の結果でございますが、審査に付されました決算及び、付属書類は法令の規定に準拠して作成されており、その計数につきましてはいずれも関係諸帳簿と符号しており、

正確であることを確認いたしました。

次に決算の概要でございますが、予算現額、53億6,409万7千円に対する決算額は、歳入が52億7,255万7,713円、歳出が52億748万6,297円となっております。歳入歳出差引残額は6,507万1,416円となっておりますが、この内、1,070万5千円が繰越明許費として設定されたため、実質収支額は、5,436万6,416円となっております。

尚、決算を前年度と比較いたしますと、歳入額におきましては7,808万4,459円、これは1.46%、歳出につきましても9,330万7,089円、これは1.76%と、ともに減額となっております。細目の数値、比較等につきましては、お手元に配付されております審査意見書をご清覧いただきたいと思います。なお、平成20年度決算の参考資料として、今年度も貸借対照表及び行政コスト計算書が作成されており、行政サービスに要した費用やそれに賄われた財源など、コスト分析が行われておりました。

以上、平成20年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○高橋尚男議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

○高橋尚男議長 おはかりいたします。本案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、休会中も継続して審査をすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。よって、本案については11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これを付託のうえ、休会中も継続して審査をすることに決定いたしました。

○高橋尚男議長 おはかりいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条の規定により議長において、田辺勇氣議員、山本邦夫議員、原田周一議員、岩田剛議員、園崎弘道議員、寺地永議員、樋口房次議員、川原一行議員、関谷智子議員、田中美貴子議員、藤田稔議員、以上の11人を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました11人の議員を決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

○高橋尚男議長 ただいま選任されました、決算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正・副委員長の互選を行ない、その結果を議長まで報告を願います。

ます。暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時38分 再会

○高橋尚男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました決算特別委員会において正・副委員長を互選の結果、委員長には、寺地 永議員が、副委員長には、樋口房次議員が、それぞれ当選をされましたので、ご報告を申し上げておきます。

日程第5 休会について

○高橋尚男議長 次に、日程第5、休会についてを議題といたします。

おはかりいたします。議事の都合により10月20日から11月23日までの35日間を休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。よって、10月20日から11月23日までの35日間を休会することに決定いたしました。以上をもちまして本日の日程は全て議いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

○高橋尚男議長 次回は、11月24日、午前10時から会議を開きます。

尚、一般質問の通告締切は11月の5日、午後5時15分までとなっておりますので、ご承知おき願います。

以上でございます。本日は大変ごくろうさまでございました。ありがとうございました。

10時40分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 高橋 尚男

副議長 大西 吉文

議 員 菱田 明儀

議 員 樋口 房次

第 2 号

平成21年10月城南衛生管理組合議会定例会会議録（第2号）

平成21年11月24日

午前10時 開議

1. 出席議員

田 辺 勇 気	議 員
橋 本 宗 之	議 員
菱 田 明 儀	議 員
山 本 邦 夫	議 員
上 林 昌 三	議 員
原 田 周 一	議 員
岩 田 剛	議 員
森 田 泰 雄	議 員
大 西 吉 文	議 員
園 崎 弘 道	議 員
寺 地 永	議 員
若 山 憲 子	議 員
北 村 政 雄	議 員
樋 口 房 次	議 員
青 野 仁 志	議 員
川 原 一 行	議 員
関 谷 智 子	議 員
高 橋 尚 男	議 員
田 中 美 貴 子	議 員
西 川 博 司	議 員
藤 田 稔	議 員
向 野 憲 一	議 員

2. 説明のため出席した者

久保田 勇	管 理 者
橋 本 昭 男	副管理者
明 田 功	副管理者
坂 本 信 夫	副管理者
奥 田 光 治	副管理者
汐 見 明 男	副管理者
吉 村 弘	専任副管理者
稲 石 義 一	事業部長
浅 田 清 晴	施設部長
桑 野 信 一	理 事

村 主 安 男	理 事
革 島 昇 治	会計管理者
長 村 優	広報情報課長
伊 庭 利 夫	業務課長
杉 崎 雅 俊	施設課長
平 田 敏 博	クリーンピア沢所長
福 井 均	クリーン21長谷山所長
福 西 博	折居清掃工場長
橋 本 茂	エコ・ポート長谷山所長
大 田 博 之	奥山リユースセンター所長
西 山 正 和	グリーンヒル三郷山所長

3. 職務のため議場に出席した職員

宇 野 敏 彦	議会事務局
橋 本 哲 也	企画財政課長係長

4. 議事日程

- 日程第 1 諸報告について
- 日程第 2 議案第9号 平成20年城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第10号 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
 議案第11号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
 議案第12号 平成21年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 4 閉会中継続調査の申し出について

5. 会議に付議した事件

日程第1～日程第4

午前9時59分 開議

○高橋尚男議長 おはようございます。10時より少し早ようございますが、ただ今の出席議員数は、22人であります。既に定足数に達しておりますので、これより平成21年10月、城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告

○高橋尚男議長 日程第1、諸報告を行ないます。城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、例月出納検査結果1件につきましては、その写しをお手元に配布致しておりますので、ご覧おきます。

日程第2、議案第9号 平成20年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

○高橋尚男議長 次に、日程第2、議案第9号、平成20年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、寺地 永議員

○寺地 永委員長（登壇） ただ今議題となりました議案第9号、平成20年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算審査についての、決算特別委員会における審査過程、並びに結果についてご報告申し上げます。

決算特別委員会は去る10月19日の本会議において設置され、議案第9号、平成20年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査を付託されました。同日に開催されました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行ないました結果、委員長には私、寺地が、副委員長には樋口房次議員が選出された次第でございます。

2回目の委員会は、11月5日に招集し、説明には、正・副管理者をはじめ専任副管理者、並びに関係部課長などの出席を求め、1日間でありましたが慎重かつ熱心な審査が行われました。委員会では議事に先立って審査の方法について協議を行いました。その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、公債費、予備費について一括をして、次に衛生費について、次に歳入については全款を一括して、次に実質収支及び財産に関する調書についても一括して審査をし、最後に総括質問を行うことに決定いたしました。

審査の中で出されました質疑、答弁、要望等については、各議員のお手元に資料を配付しておりますのでご覧おき願いたいと思います。

次に審査の結果であります。第9号議案についての討論は無く、採決の結果、本委員会は全員一致をもちまして、第9号議案を原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、決算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会で出されました意見、要望等については、今後の行政運営に適切に反映をされ、管内住民の期待と要望に答えていかれるよう切に希望するものであります。

また、当日は、委員各位におかれましては、終始、熱心なご審査をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

また、理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対しまして、お礼を申し上げます。

また、併せて樋口副委員長さんのご協力によりまして、委員会が滞り無く運営できたことを、心をこめて改めてお礼を申し上げます。以上、決算特別委員会の報告を終わります。

○高橋尚男議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。本議案に対する委員長の報告は原案のとおり認定すべきものであります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○高橋尚男議長 起立全員であります。よって、第9号議案は、原案のとおり認定されました。

日程第3、議案第10号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、議案第11号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、及び議案第12号、平成21年度城南衛生管理組合一般会計補正予算、第1号

○高橋尚男議長 次に、日程第3、議案第10号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、議案第11号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、及び議案第12号、平成21年度城南衛生管理組合一般会計補正予算、第1号についての3議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 久保田管理者

○久保田 勇管理者（登壇） おはようございます。ただ今議題となりました議案第10号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、議案第11号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、及び議案第12号、平成21年度城南衛生管理組合一般会計補正予算第1号の提案理由のご説明を申し上げます。

先ず、議案第10号でございますが、本案は、平成21年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告を踏まえ、従前の例に従いまして、本組合専任副管理者の期末手当の支給に関し、6月期の現行支給率、100分の160を100分の145に、12月期の現行支給率100分の175を100分の165にそれぞれ改正を行なうものでございます。本改正条例案は、平成21年12月1日から施行をいたしますことから、平成21年12月期の期末手当におきましては、年間支給率を国と合わせるべく調整措置を併せて講じるものでございます。

次に、議案第11号でございます。本案は、平成21年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じまして、本組合職員の給料及び期末、勤勉手当を改正いたしますとともに、新築、購入後5年間の住居手当の加算月額1,500円を廃止し、併せて、過年度分の人事院勧告に伴います扶養手当の引き上げ、及び一律支給の住居手当月額2,500円を段階的に引き下げるなどにつきまして、所要の改正を行なうものでございます。

主な改正内容と致しましては、お手元の議案第10号、第11号、第12号資料の1ページのとおり、期末手当につきましては、国に準じて年間の支給率を国どおり、3月

から2.75月に引き下げるものでございます。又、勤勉手当につきましては、労使交渉の経過により、平成19年度人事院勧告の0.05月分の引き上げを、平成19、20の両年度で計0.1月分を実施しなかったことから、今年度はその2分の1の0.05月分の回復措置を図ることとし、平成22年度以降は国と同じ支給率に引き下げ、揃えるものでございます。又、一律支給の住居手当、現行月額2,500円につきましては、この12月1日をもって、500円引き下げ2,000円に、平成22年度で1,500円に、平成23年度で1,000円に、順次引き下げますとともに、新築・購入後5年間の加算月額1,500円は直ちに廃止をするものでございます。そして、扶養手当につきましては、議案資料4ページ上段のとおり、扶養親族に係る扶養手当の月額を国に準じまして、各1人当たり月額6,500円に引き上げるものでございます。以上の内容により、職員の給与に関する条例の一部改正を行なうものでございます。なお、今回の改正につきましては、労使交渉を重ね合意に達しておりますことを申し添えるところでございます。この他、再任用職員の期末・勤勉手当の支給率につきましても議案資料5ページ中段の表のとおり、国に準じて所要の改正を行なうものでございます。

次に、議案第12号でございます。議案第10号及び第11号で提案いたしております特別職及び一般職の給与改定に伴います人件費の減額補正でございます。議案資料の3ページから5ページで記載をいたしております費目毎の増減額を補正額として取りまとめ、予算書7ページのとおり、一般管理費で341万7千円、及び清掃総務費で1,048万4千円、合計1,390万1千円を減額いたすものでございます。又、これに伴いまして、2ページ、財源となります市町分担金を1,390万1千円減額をいたすものでございます。なお、市町別分担金の補正額は、予算書5ページに記載のとおりでございます。以上、議案第10号、第11号及び第12号につきまして、よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○高橋尚男議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。 山本議員

○山本邦夫議員 簡単に2点だけお聞きしたいと思います。期末手当・勤勉手当のところ、今年度と、それから来年度にそれぞれ影響が出て来るのですけれども、職員の方一人当たりの影響額、平均的な数字で結構ですので、職員一人当たりの影響額を教えてください。それともう一つは、先ほどの説明の中でも組合との合意ということでお話を頂きましたけれども、中々、手当、収入のカットというのは組合としては中々、難しいところがあるのだらうなと思いますが、組合との協議の経過の概略とですね、それから交渉の中で調整合意が中々、時間が掛かった点ですとか、それから今後に向けての課題要望等、確認事項とか、その辺のところがあれば教えてくださいと思います。

○高橋尚男議長 稲石事業部長

○稲石義一事業部長（登壇） 山本議員のご質問に、順次お答えを申し上げます。先ず、組合との交渉経過等でございますが、お手元の方に配布をさせて頂きました議案資料の

方にまとめておりますので、再度、御覧おき願いたいと存じます。2ページでございますけれども、平成18年度から21年度までの人事院勧告の実施状況と、その交渉の経過等を含めてまとめておりますのでよろしくお願い申し上げます。先ず、平成18年度でございますけれども、この年の人事院勧告では、扶養手当の第3子等の支給額が1千円引き上げられたということでございますが、一方当局の労組への提起でございますが、平成15年度に人事院勧告によりまして住居手当の減額というのが出されております。平成18年度人勧の扶養手当1千円引き上げと引き換えに、その住居手当の方を国並みにということ提起させて頂いた訳でございますが、労使交渉の結果、合意妥結に至らず保留扱いとなっているものでございます。又、平成19年度におきましては、人事院勧告の概要の左側の方に書いておりますように、3級までの若年層の給料がアップされています。また扶養手当、先ほどは3子目等ということでございましたが、一律に6千円を500円引き上げて6,500円にするという勧告がなされました。また勤勉手当では0.05月分のアップということがなされた訳でございますが、当局の提起内容は先ほどの住居手当を国並みにするというのが1点、もう1点は初任給基準を国並みに大卒4号給高い部分を引き下げる。高卒で8号給高く水準を定めております部分を国並みに引き下げるという、この2つのことを条件に、19年度人勧また、18年度に積み残している分も含めまして実施したいということ提起させて頂いた訳ですが、これにつきましても合意妥結に至らず保留扱いとなっていたものでございます。次に、20年度は勤務時間だけの勧告でございましたので、給与部分はございませんでした。この部分につきましては、中ほどにございますように、行政コストの増加を招かないことを基本に、管内住民に理解の得られる他の行政改革を伴う施策の実施と併せて慎重に協議をするということで、本年の9月1日から施行をさせていただいているところでございます。次に、21年度の人勧でございますが、給料表の改定では、マイナス改定がございました。ただし3級の一部までの若年層の改定につきましては、見送るということでございます。期末手当につきましては0.25月分を引き下げる。勤勉手当につきましては、0.1月分を引き下げるものでございます。又、住居手当につきましては、先ほど申し上げました平成15年の人事院勧告で残りました、新築・購入後5年間に限って2,500円を支給するというものが残っていた訳でございますが、今般の人事院勧告で、これを廃止するという内容になっております。今回の交渉の経過でございますが、18,19,21年度、これまでの分を一括して交渉の対象項目とさせていただいたところでございまして、9月の中ほどから5回に亘りまして労使交渉をさせていただいたところでございます。その結果、11月の2日に合意妥結に至ったところでございまして、その内容につきましては、提案説明のとおりとなっております。労働組合の主張でございますが、やはり今般のような非常に厳しい人事院勧告、民間のそういう景気の冷え込みに対応しますようなものが提起された折に、保留になっておりました18,19年度、こういったものと抱き合わせの部分では、非常にしんどい部分がございますというようなことがございました。ただ、当局としても、平成15年に勧告されておりました住居手当、このものにつきまして、未だ実施がされてない訳でございますから、このことを真摯に受け止めて欲しいというようなことを申し上げた結果、今般のような、お互いが歩み寄るという中で妥結に至ったということでございます。今後に於きましては基本的

には単年度で人事院勧告の部分を妥結するように、お互いが努力すべきだというふうに考えておりますが、ただ、住民目線とか民間に準拠するような内容に、お互いがきちっと整理出来ていくような姿勢で臨んでいかなければならないと思っております。今般も18年度から21年度の4ヵ年の長きに亘る保留事項がございましたが、こういった当局の姿勢も労働組合に分かっていただいた結果、住居手当の一律支給についても、段階的な減額に向けて合意出来たということですので、十分その点を踏まえまして、今後とも労使協議を進めて参りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。次に今回の給与改定に伴います影響額でございますけれども、平成21年度では給与改定の部分が4ヶ月の影響がございます。これに期末・勤勉も含めまして職員一人当たり平均が、マイナス116,591円でございます。又、22年度には給与引き下げの部分が年度化しますものと、勤勉手当、住居手当の経過措置を含んでおりますので、職員一人当たり平均がマイナス146,742円とこのように見込んでおります。よろしくお願ひ申し上げます。

○高橋尚男議長 山本議員

○山本邦夫議員 再度の質問はしませんけれども、住民目線と云わはるけど、僕は意見が異なるところでして、それぞれ構成市町でも手当のカットとかそういうものがあって、地域の経済に与える影響というのはやっぱり縮小していくことにならざるを得ない訳で、衛管は今度の12月の手当からですけど、構成市町は恐らくは大概、6月の支給分からカットしていますけど、その折に結果的には民間の企業の所も、そこから更に連動して下ってくるというふうになってきて、もう一つはマイナスのスパイラルになってしまっているんで、その辺りはやっぱり逆に地域経済に比例していくということに結論的にはそうかなと、ただ、労働組合と協議を合意されているという一点で、これ以上のことを云うのは言いませんけれども、日本社会全体が人勧でマイナスの賃下げを方向にしていけるのか、社会全体の経済を縮小という方向の引き金を引いていると僕自身は思っている訳ですね、それは衛管で議論する話でもないんで、そここのところの考え方は、そもそも人勧の在り方そのものが問われている時期かなと思いますし、その点だけ意見だけ言わせて頂いて終わりにします。

○高橋尚男議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋尚男議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。第10号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○高橋尚男議長 起立全員であります。

よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

- 高橋尚男議長 次に、議案第11号を採決いたします。第11号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

- 高橋尚男議長 起立全員であります。

よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

- 高橋尚男議長 次に、議案第12号を採決いたします。第12号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

- 高橋尚男議長 起立全員であります。

よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4、閉会中継続調査

- 高橋尚男議長 次に、日程第4、閉会中継続調査を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し入れがあります。

- 高橋尚男議長 おはかりいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 高橋尚男議長 ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

- 高橋尚男議長 以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。これをもちまして、平成21年10月、城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。なお、閉会にあたりまして管理者からご挨拶がありますので、暫くお待ち願います。久保田管理者。

- 久保田勇管理者(登壇) 平成21年10月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会におきましては、平成20年度一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、本組合職員の給与に関する条例の一部改正など提出を致しました4議案につきまして、それぞれ認定、ご可決を賜り誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。本定例議会を通じまして、議員各位から頂戴いたしました貴重なご意見、ご指導を念頭におきながら、住民感覚を大切にされた組合運営に、より一層努めまして、現下の厳しい財政状況の克服に努めて参る所存でございます。また同時に、構成市町と連携・協同いたしまして、管内住民の生活環境を守る本組合の基本使命をしっかりと果して参りますとともに、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に向けた施策の推進に、さらに努めて参り

たいと存じております。本定例議会は本日で閉会の運びとなりますが、議員各位におかれましては、今後とも更なるご指導を賜りますようお願いを申し上げますとともに、益々のご活躍をご祈念申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○高橋尚男議長 ありがとうございました。以上でございます。ご苦勞様でございました。

10時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 高橋 尚男

副議長 大西 吉文

議 員 菱田 明儀

議 員 樋口 房次

参 考 資 料

- (1) 決算特別委員会審査記録
- (2) 議決議案書（予算案を除く）

決算特別委員会審査記録

日 時 平成21年11月5日(木) 午前10時00分～午後2時48分

場 所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員	寺 地 永	委員長
	樋 口 房 次	副委員長
	田 辺 勇 気	委 員
	山 本 邦 夫	委 員
	原 田 周 一	委 員
	岩 田 剛	委 員
	園 崎 弘 道	委 員
	川 原 一 行	委 員
	関 谷 智 子	委 員
	田 中 美 貴 子	委 員
	藤 田 稔	委 員
	高 橋 尚 男	議 長 (オブザーバー)
	大 西 吉 文	副 議 長 (オブザーバー)

説 明 者	久保田 勇	管 理 者
	明 田 功	副管理者
	坂 本 信 夫	副管理者
	奥 田 光 治	副管理者
	汐 見 明 男	副管理者
	吉 村 弘	専任副管理者
	その他幹部職員	

付託案件 議案第9号 平成20年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

審査方法 付託案件については歳出から審査を行い、その方法及び順序は、次のとおり。

- ①議会費、総務費、公債費、予備費を一括して審査。
- ②衛生費を一括して審査。
- ③歳入、全款を一括して審査。
- ④実質収支及び財産に関する調書を一括して審査。
- ⑤総括質問。
- ⑥討論。

⑦採決。

審査結果 決算特別委員会の質疑、答弁、要望等（別紙）

決算特別委員会の質疑、答弁、要望等

[議会費・総務費・公債費・予備費]

- 田辺勇氣委員 初めてのことなのでよく分からない部分もありますが、若し観点がずれていたら教えて頂きたいと思えますけれども、成果説明書の7ページ、先ほどご説明のありました、工場運転、民間委託の状況についてなのですけれども、まあ一約3億円の効果が得られるということなのですけれども、今後の民間委託についての考え方、どのように行っていくのかというのを教えていただきたいと思えます。また、委託を進めていくとすると、当然人員や人の配置にも影響があると思うのですけれども、今後の退職者の推移と新規採用は、どのように考えておられるのかお聞かせ下さい。以上です。
- 吉村 弘専任副管理者 最初に今後の民間委託の考え方でございますけれども、うちの方は効率的に行政を進めるということの中で、なお且つ、こういう工場の運転でございますから、第一は安心安全ということが非常に重要でございます。そういう意味で行政のチェックということも考慮しながら進めていくというのがこの経過でございます。特に今、成果説明書の7ページでございますが、こういったことを進めてきたということでございます。ですから全面の委託ではございませんで、一部委託と、こういう形になってございます。で、今後でございますけれども、先にも委員会があつて申し上げましたけれども、一つは中継施設ですね、丁度この施設の裏にあります、そこを一つ検討していきたいなということが一つでございますし、それからもう一つは、エコポート長谷山にございます、資源化いわゆる缶・ビン・ペットボトルの分別作業をやっておりまして、そこにも民間委託が出来るのではないかなと、なお且つ、あそこは障害者の方の雇用もしておりますので、そんなことも含めて考えていきたいなと思っております。それから退職者とそれから新採でございますけれども、定年退職は分かるのでございますが、今年、22年度は5名の新規採用をしていきたいと思っております。で、正規職員数は105名と言うことに考えておるところでございます。それから23年度の頭、これは新採を2人ということ考えておるところでございます。それで、職員数につきましては96名ということで、23年度そこれまで、先日の総務常任委員会でお話をさせていただきましたところでございます。今後の退職者につきましては、細かい数字と云いますか、来年度ぐらいまでは未だ二桁の数字で計上致しておりますが、26年度で又もう一度二桁が出ますが、その外は1桁であります。数字は総務課長の方から申し上げます。
- 桑野信一理事 定年退職者数のみについてお答えいたします。平成21年度、今年ですけれども12名、22年度が11名、23年度が8名、24年度が3名、25年度が7名という数字になっています。
- 田辺勇氣委員 大体の方向性はわかりました。平成22年度で105名、23年度で96名ということなのですけれども、目標と云いますか最終的にはどれぐらいの規模でと

考えておられるのか、96でずっと後は維持していくのかどうか、そこら辺の考え方がわかれば教えて下さい。

○吉村 弘専任副管理者 何名ということでこれまで申し上げたことはありませんで、職員数二桁ですね、正規職員、二桁で何とか行きたいということは申し上げております。現在、再任用職員さんが丁度ピークにこれからなるのです。いわゆる団塊の世代の60歳で定年退職いたします。我々の方は再任用致します。その数との関連とか色々出て参りますので、目標と言うたらあれですけれども二桁で何とか行きたいなど、こんなことを申し上げておるところでございます。

○山本邦夫委員 先ず、決算書の19ページと20ページで公平委員会費、当初予算では29,000円で一般管理費からの流用で最終的には55,080円の支出をされていて、どっかで成果説明書の方だと、定例会1回と臨時会1回というふうになっていて、恐らく臨時会の分の開催で経費が膨らんでいるのかなと思うのですが、その公平委員会を1回以上に開くようになった事情ですね、その辺あたりを教えて頂きたいと思います。それが先ず一点。それから成果説明書の7ページになりますけれども、先ほども出ていました委託の関係ですが、先日9月でしたか、長谷山で廃棄物処理委員会が開かれて、その時の資料、質疑もさせて頂いて、皆さんが廃棄物委員会の方じゃないので、数字ちょっと重複しますが、その時に頂いた資料で言うと、クリーン21の委託分が1人当たりのコストが653万円で、クリーンピア沢が562万円で、折居が336万円ということで、随分開きがあるということが議論になって、その時それぞれの委託で働いておられる方の年齢構成の資料を求めて、後日その資料が手元に届きまして、その資料で云えばクリーン21の方が平均年齢が44歳で、クリーンピア沢が同じ44歳、折居が39歳ということで、5歳違うと云えば違うのですけれども、そんなに大きく変わる訳じゃないかなという微妙なところでですけども、年齢構成のとも大きく変わるといふ訳じゃないかなと思っているのですが、そういうふうに見た時に、先日の廃棄物処理委員会の時も、その委託料のコストの差というのは、要因分析はしっかりしていきたいということでお話頂いていたと思うのですが、そのあたりはどういうふうに見ておられるのか、そんなに日にちも経っていないので未だ、これからということもあるかもしれないけれども、現時点でどういうふうに見ておられるのか。それから例えば折居の方の委託料で1人当たりのコストが336万円、当然、委託先の会社としての利益や、それから直接的な管理費、それから間接的な管理費等も入ってきますから、そこからそういう経費をずっと引いていった時に、全く例えば、会社の利益や管理費無しという有り得ない前提で見た時にも、1人当たりの年収というのは336万以上にはなり得ない訳ですよ、336万で例えば1ヶ月平均年齢39歳ですから、例えば1ヶ月の給料が全部手取りでは無くても経費全部含めて額面が20万で12ヶ月、それから昨今ボーナスが大分減らされたというのもあるので年間どれぐらい数えるかということもありますけれども、仮に20万掛ける18ヶ月としてもそれで360万になるのですよね。そこも満たされないような条件で委託を出していくということになってきて、その点では例えば委託を出す側、管理組合の方からすれば安い方がいいと、でも一方では世間で

ワーキングプワという言われていて、その場合には年収200万以下とかもっと低いレベルの議論がいわれる訳ですけれども、例えば39歳ぐらいの平均年齢で、年間300万それ当然届かない200万とか250万ぐらいの収入に、ならざるを得ないのじゃないかなと思うのですけれども、やっぱり公的な職場でやっぱりワーキングプワを生み出すようなこと、そこまでの水準ではないというふうに前に答弁頂いているので、劣悪ではないというふうに思いますけれども、決してこの委託をこの水準ですと出していった時に、本当にそれは労働という面を見た時に、果たして妥当なものかどうかというのはもう少し吟味を、コストの差を見ていくと同時に、安い方がいいというのは当然そういう視点と同時に、本当に働いている人の生活を維持していくのに必要なもの、それをどう補償していくかということでした時には、この折居の委託料の数字というのはちょっとビックリする数字だったので、前回ちょっと委員会の時には当日の数字だったのでちょっと僕も反応が鈍かったですけれども、その後そのことを一辺考えてみたところ、そういう視点での分、きちっと見ておくべきじゃないかなと思っています。ちょっと私の感想も含めて述べさせてもらいましたけれども、その点について要因分析と、それから組合としての考え方を教えて頂きたいと思います。それから説明書の10ページで、契約、入札の問題です。これもずっと聞いている話なのでもう一辺確認ということになりますけれども、表の7で最近3ヵ年それから制度改善以前との比較もしていますが、平成20年度で競争入札が62件、それから表の8で41件ということですが、特に表の数字が微妙に違って、単価契約とか有価物の売却契約を除いた契約件数ということですので、表の8に沿って結構ですので、平成18年度か20年度、年度ごとに落札率は81、83、81%とそれぞれ出して頂いているのですけれども、落札率でその最低の数字が幾ら何%か、最高の数字が何%かその両方を教えて頂きたいのと、その最高最低の率と合わせて工事名、落札者を教えて下さい。それから全体として90%以上とか、95%以上の契約はどれぐらいあるものか、先ほどの数字と重複しますけれども、それから右側のページで表9のところ、一方で高い落札率と同時に、一方では低入札の問題も低価格入札の問題になっていますけれども、そこで制度の概要を教えてください、表9の右側のところに低入札価格調査確認制度ということを一覧がずっとあって、調査というのと確認というのがありますけれども、この調査と確認の違いを分かるように教えて下さい。それと、18年度から20年度の3年間でいえば、全部調査も確認も合わせて7件ですか、事例とその調査の結果どうだったのかを教えてください。それからまた左に戻りますけれども、これは質問と言うよりも意見なのですが、ここの説明の中で云えば、平成12年度以降随契が大きく改善してきたということで、43%、見積り合わせと特別指名で合わせて90%というのが、70%ぐらいのところまで下ってきているので、改善の努力は評価はしたいと思うのですけれども、やっぱり大きいところの問題ですね、そのところはなお、未だ決して一般の自治体と単純に比較出来るものかどうか、技術性的問題も在りますから同列には扱いませんけれども、まだまだやっぱり、なお改善すべきところじゃないのかなというふうには僕自身は思っていますので、その点についてもご意見等をお聞かせ頂いたらと思います。それからちょっと時期、何時だったか覚えていないのですけれども、洛南タイムスの紙上で職員さんからの投書が載って、部長さんの名前でしたっけ反論文が載り、また再投書が載って再反

論ということで、その都度、資料は送って頂いて、八幡に住んでいますから洛南タイムス日頃見れなくて、議会事務局に1部1日遅れで来るぐらいなんで、あんまりそのホットな様子というのが我々わからなかったですけど、それについては中味の問題と言うよりも、例えば職員さんがそういった形で紙上で投書を出す、それについて例えば味方をすれば、本来そういうことは城南衛生管理組合の中で、例えばコストの問題、民間委託の問題、そういったことについては内部での議論がきちっとされ、納得と理解が得られていれば、そういう形の投書というのは、起こらなかったんじゃないかなというふうに思うのですね。別にそれは投書が載ったことがけしからんとかいうふうに云う積もりもないしあれですけど、組合の運営上の問題からいえば職員に対して、その情報をきちっと適切に提供していく、そこで理解を得ていく、特に民間委託というのは職場領域にも係わって来る問題とか、賃金にも係わってくる、色んな労働条件に係わってくることでありますから、その点のことについてはきちんと、洛南タイムスに載ったやり取りの中身がどうのこうのということじゃなくって、そういうことが起こったこと自体は、城南衛管としては掘り下げておくべき課題じゃないかなと、そういう点ではその件に関して職員さんへの理解を深めるための努力というのは、その後どういふふうになされたのか教えて頂きたいと思います。それからその中で、それは軽微な事故だということも書かれたりしていましたが、折居清掃工場でしたか、事故とか管理運転上の不具合ということも投書の中で指摘がありました。僕自身は率直に言ってそれは投書の中で始めて知るケースもあった訳ですけども、そういう意味では議会への説明ということについても、先ほど、安心安全ということをおっしゃいましたが、その点について例えば今であれば廃棄物処理委員会等もある訳ですから、そういったところをもっときちんと委員会の開催等も含めて、報告すべき事案ではなかったのかなというふうには思っていますが、その点はどうでしょうか。それから、これは問題提起になりますけれども、国の方では公益通報制度が法律化されて、自治体含め、企業等の内部からの通報、それから外部からの通報というのは、法的に保障される枠組みが出来ました。まだまだ色々専門家の中では不十分な面が数々適用されている訳ですけども、その点について例えば先ほどの洛タイでの話も含めまして、衛管の中でそういう職員内部からの内部告発等ですね、それがきちんと保障されて、特に公益通報制度というのは、そういう告発をした人の身分保障等、そういったこともきちんとされるべしという角度で制度が作られていますから、第三者によるその調査、それから必要な事案については事業者に対して改善を勧告するという権限を持ったものになってくる訳ですけども、それに対する対応というのは城南衛管としてはまあ、未だ法律が出来て2年ぐらいですか、それぐらいの時点ですから、未だこれからという、直接それに相当する事例もなければ中々進まないこともあるかもしれませんが、その点について衛管としてどういう対応を検討されているのか教えて頂きたいと思います。それから先ほど田辺委員からの質問に関連してなのですが、エコポートの民間委託の中で障害者の問題をちょっと触れられたのですが、ちょっと僕も最近その問題聞いていなかったものであれですが、現状は障害者との雇用の関係でいえば、委託の形は取ってなかったのでしたっけ、直接衛管が障害者を雇用する形に、要するに現状もう委託をされて運営されてたんじゃないかなと思っっているのですが、それを更に民間委託の関連で議論されるのはちょっとビ

ックリしていたのですが、その点については、現状がどういう形になっていて、今後どういうふうな形を検討されようとしているのか、今は作業所なり何なりとの衛管との直の関係になりますけど、先ほどの答弁を聞いていた限りでいうと、民間委託をしてそこから更に障害者の施設に再委託みたいな形になるようにも取れたんですけども、そのあたりはちょっと現状分かる範囲で結構ですので教えて頂くようお願いします。

○吉村 弘専任副管理者 一つは民間委託企業の、確かに先日の廃棄物処理委員会で私の方から1人当たりの委託料、1人336万申し上げました。実はビックリしたような数字なのですね、予算は1億少し計上しておった訳ですね、ここに書いてございますように、落札は5千万少しということで、半分になった訳でございます。これで本当にやっていけるのかということで、これは低入札価格調査の対象になりました。調査を致しました。調査の結果ですね、これ日本で100数十社同業者がいるのです。その中で従業員500人以上を有する会社、大体5社ですね。その中の1つに入っている訳です。成長企業ということがございましたし、従業員も1,050人でしたか、19年度現在ではそういうことございましたし、それから技術者の確保もきちっとしているということございました。それから横の京都府の洛南センターとか、宇治市さんの浄水場とか、そういったところも概ね委託に入っているということで、大変多くの公共団体が発注をしておりました。それから従業員の給与水準もきちっとしたこととございまして、先ず先生がおっしゃるようなワーキングプワとかそういったものは無いと、勿論、初任給も全部調べました。我々の方もそれなら先ず大丈夫だろうということとございましたし、それから従業員の福利厚生もしっかりしていると、それから我々の地域で従業員も採用するというようなことも聞きましたので、色んなことで総合的にそこに決定をさせて頂いたと、こういう経過でございます。ただ、1人当たり336万ということとございますが、これだけの低い金額で落札をした、札を入れたということの経過は、どうもこれまでこういう浄水場の関係が随分と多かったですね委託が、これからはこの会社の経営戦略として焼却場ですね、そういう工場に進出をしたいとこういう意図があったようございまして、そこで低い金額が入ったと、こういうこととございます。従いまして、これ損をしてやっているのではないかなと、こんなふうに思います。これは正直に申し上げておきます。給与も今、最新の調査結果では、平均448万円ということになっておりまして、最低の方で32歳で343万5千円というようなことになっておりました。私もこの辺のところは気を付けて十分見ておる訳でございますけれどもそんなことで、初任給は大卒で18万8千円、それから高卒で18万1千円というベースでございまして、賞与も3.3ヶ月ということで支給をされておるということで把握をさせてもらっております。そんなこととございまして運転の方は、全然問題なく進めてもらっております。こんなこととございまして、これでいきたいというふうに思っております。それから成果の契約の件でございますが、これはたくさん先生申されましたので、ちょっと後ほど資料の形で回答させて頂いたらどうでしょうか。最高、最低の落札率、それから90%以上、それから95%以上ということとございます。ちょっと資料で整理をさせて頂きます。最高、最低が分かれば今、申し上げますけれども。それから、調査と確認に違い、これも担当の方から申し上げます。それから洛タイの投書でございますけれども、3月の時に

一般質問でもございましたので、もう重複致しますのですけれども、十分我々の方も職員に理解を得ていない分は確かにございましたので、今後はそういったことがないように十分に職員さんと意思疎通を図っていきいたいなということでございます。その後は何も無いというふうに思いますので、そういうことでご理解頂きたいなと思います。それから公益通報制度-でございますけれども、これは行政の透明性との相関関係だと私思っているのですね。ですから出来るだけ情報を出していくということをやれば、そういう通報も無い訳でございますので、そういう相関関係にあるというふうに思っています。私は、公平公正にそして透明性のある仕事を進めていきたいと、かように思っておりますのでございます。それからエコポートでございますが、委託の分です。宇治田原に本社がございますアクスという会社が、障害者の方を採用されて、いろいろ委託をされているのですが、そこへ現在委託をしております。当然考えておりますのは、エコポートの資源化係というのですが、缶、ビン、ペットボトルの処理をしておりますが、現在8名おりますが、2名は管理職員として残して、あと6名程度をこのアクスで委託の拡充を図りたい。その中で障害者の採用もされるであろうというふうに思っております。以上でございます。

○桑野信一理事 一つは調査と確認、どう違うのやというお話です。この低価格調査確認制度は、5千万円以上の予定価格の場合で、区分けをしております、5千万円以上の場合、要綱で定めました予定価格と入札参加業者数に応じまして、一定の落札率を私どもの要綱で定めています。その落札率未満の場合に、いわゆる調査を致します。調査と致しましては、入札価格の内訳書とか、その価格で入札をした理由書、それから受注実績書などを求めまして、業者さんに来て頂いて調査をする、こういう形でございます。それから確認でございますが、5千万円未満の場合でございます。これにつきましては、いわゆる確約書という書面での提出をして頂くというような制度になっております。それから、落札率の関係なのですけれども、今、ちょっと先ほど専任も申し上げましたように90%、95%とかいう表は、後ほどお示しをしたいと思っておりますけれども、最低を申し上げますと、これは低入札調査の関係も出て参りますけれども、主要な施策の11ページで、この制度を始めました16年から20年までの調査と確認の件数をそこに記載しておりますので、件数はいいとして、もちろん最低はこの中に含まれます。平成20年度で申し上げますと、最低ですけれども49.21%という最低の入札がありました。これは電話設備の賃貸借契約でございます。それから19年度でございますが、54.36%これが一番低い落札率で、エコポート長谷山の点検整備業務でございます。それから18年度に参りますと、62.77%、これは循環型社会形成推進地域計画の策定のコンサル委託ということになっております。直近3年では最低については以上でございます。その他最高、その他の求められました資料につきましては、後ほど提出をしたいと考えております。なお、11ページに記載しました調査なり、確認をした工事につきましては、何れも実施出来ると、調査確認の結果、実施出来るという判断を致しておりますのでございます。それから10ページにお示しをした、表7の契約の状況がどうなのだというご質問でございますが、この表のように13年度以降20年度までおおよそ競争入札が3割、見積り合せが3割、特別指名が4割と、ほぼ大体そのような数字

になっておりまして、私ども、もちろん競争入札をすべく色々工夫はしておりますけれども、9ページから10ページの方に記載をしておりますが、私どもやっぱり工場運転をする中で、施設の機能面における場合、一定の一体性を確保するための工事であるとか、委託契約、それから部品購入、こういうものは毎年繰り返して発注するものですから、どうしてもやはり見積り合せであるとか、特名が多くならざるを得ないのかなと、一般の市町さんに比べれば、多くならざるを得ないのかなというふうに考えておりまして、この6年ほどの推移を見ますと、ほぼこの数字が限界に近付いているのではないかなというふうには考えております。

○**村主安男理事** 公平委員会の開催の理由ということでお答えさせて頂きたいと思えます。平成18年度に地方自治法の改正で収入役制度が廃止されまして、新たに会計管理者に置き換えられていますけれども、これは事務組合にも適用されます。一点、収入役制度と異なるのは、一般職がなると特別職ではなくてということで、一般職と申しましても出納機関を代表する立場になる訳でございますので、管理職としての位置付けが必要であると。そういう意味で管理職の範囲を定める規則、これ公平委員会規則でございますので、その管理職の範囲を定める規則の改正をする必要があったということで、公平委員会を臨時に開催をしたということでございます。

○**山本邦夫委員** 先ず、公平委員会の件ですけど、収入役が特別職から一般職の管理職という位置付けになってその規則の改正が必要になったと、余り深く言うつもりは無いんですけど、20年度以前の法改正じゃなかったかな、18年度。その臨時委員会を開かなくっちゃいけないというのは、そもそもどうやったのかなというのが一つです。説明頂いたらそれ以上言うつもりはないです。一応その点についてだけ分かり易く説明して下さい。それから民間委託の件については、1人当たりのコストが336万というのに対しての問題意識というのは、専任副管理者の答弁でほぼ、共通認識かなというふうにも思いますので、その点は民間委託がかなり衛管でも大分広がって、定数管理をどれぐらいに置かれるのか、2桁という数字を先ほどおっしゃって、2桁といっても10人も2桁やし、99人でも2桁なので、どの辺のレベルかというのもありますけれども、例えば先ほどおっしゃった答弁の90何人というレベルでやっていくと、それぐらいの人数というのは、やっぱり今後きちんと事業者をコントロールしていく上でも僕は必要な数かなというふうには思っているんですけど、民間委託が結構色々広がって、それから企業努力というよりも、企業の仕事の取り合いというね、そことの関係とか、逆に言えばそういうのがある意味では、寡占状態になってきた時には、逆に企業としては更に利益を追求する為の動きとかもあって、その辺は色々な要因があるとは思いますが、民間委託の問題についてはきちんと例えば、発注する時点でこれで換算すればどれぐらいになるのですかね、そういう最低限クリアすべき水準とか、そういったこともきちんと入札の時に、必要な契約の時には必要なものは求めていくということで、どういう言い方が良いのか、僕もちょっと具体的な提案ちょっと未だ今日のところは控えますけれども、そういう点では民間委託、それからそういう管理運転の入札に関しては、その経診の問題については絶えず留意して今後望んで頂きたいなど、これはもう要望にし

ておきます。それから契約の関係について言えば、例えば、ここは決算委員会なので、例えば契約の関連で言えば、全ての件数ね、表7で言えば216件ですし、表8で言えば20年度入れて41件な訳で、せめてそれぐらいの最高、最低ぐらいの率の一覧等というのは整理をしてうえて、決算委員会にやっぱり臨むべきじゃないかなというふうには思いますので、そこは何を聞くのか分からんというのもあるので、全てに対応するのは難しいかと思えますけれども、でも、契約の問題で議論をする時に、1年間の内に最高の落札率が分からないで議論は出来ないですよ、先ほど例えば95%と90%以上の2つの数字を並べたのは意味がありましてね、今までやったら95%以上はどれぐらいですかという話で事は済んでいたのですけれど、今は、八幡なんかは特に今年になって色々そういう関連で、色々議論になったので調べてあれなのですけれども、全国的には95%ルールというようなものがあって、落札者以外は95%で札を入れてね、落札者は95を切る、95未満で入札するのですね。そうしたら大体、全国オンブズマンも95%以上のところをチェックするし、それは談合の疑いが濃いというようなことで、公正取引委員会もそういうふうに見ている訳ですけれども、そのこのスレスレを94.99なんて数字がざらにあったりするのですね、そういう意味ではせめてその辺りの95%以上、90%以上がどれ位でというその数字の把握はして頂かないと、そういったもののチェックも出来ない、議会がチェック出来ないということになってしまいますので、それはちょっと資料を、どのタイミングでその数字が頂けるのか、今日の総括までにその数字が間に合うのかどうかで、ちょっと違ってきますけれども、是非、議論に耐えられるようお願いしたいと思います。それから、低入札価格の問題については過去、この調査と確認の違いは分かりましたので、過去において低入札価格調査確認制度で、不可にしたケースはあるのか、どうかだけ教えて下さい。それから、随契が多いですよという指摘に対して、特殊性ということもおっしゃったのですけれども、私、ちょっと最近偶々ですね、焼却炉のプラントの修理を全国回っておられる労働者の方が身近におられまして、それは労働者ですからあれですけれど、その会社自体で言えば、各地の清掃工場のオーバーホール、それから色々な物を修理したり改修したりそういう仕事をされているところなのでね、それで聞いてみたら JKK の今、名前何でしたか JFE でしたっけ、ですとか、それからタクマとかエバラとか色々なメーカーの所の修理をやっておられるのでね、特許や何やかやとかいうこともおっしゃられるのですけれど、特許とは公開されている訳ですから、その技術的な財産を誰もが使えるようにするのが特許なのです。その開発した人の知的財産権を守ると同時に、その技術的成果を誰もが使えるようにするのが特許の本質なのです。そこから云うと、その特許を持っているとこしかそれ出来ないというのは、それはもう詭弁なのです。特許というのは公開したら、その技術は一定の技術水準があれば誰だって出来るのです。誰だってと云ったってそりゃ僕には出来ませんよ、そんなのは。本来そういうものなのです。そのこのところを発想を変えない限りは、随契というのは何時までも減らないし、例えば先ほどの水処理の関係とか出ましたけど、阪南の方でしたか、水処理プラントが談合で問題になって、その時一斉にメーカーがずっと手を引いて、丁度、ダイオキシンの頃ですね、ダイオキシンのごみ処理の関係では仕事がずっと潤ったというのがありますけれども、そういう色々な業界特有の問題があって、そのこのところはもっと競争性とかを高めていく方

向で、衛管自身が努力をしていかないと如何のじゃないかなというふうに僕自身は思っているのです。その点、全く全面的にというふうには中々いかないとは思いますが、この3分の1ずつ、その競争入札、見積り合せ、特別指名がそれぞれ棲み分けるというようなやり方というのは、もう1段メスを入れるべきじゃないかなというふうには思いますが、その辺は今日1回ぐらいの議論で終わる話とは思っていませんので、感想だけお聞かせ頂ければというふうに思います。それから、洛タイの関連と、その職員さんへの理解の問題については、意思疎通をしていきたいということだったので、それはそれで結構なのですが、公益通報制度の問題については、これは衛管としては制度化というか、仕組みというか、そういったことは全く検討されていないのかどうか、そここのところについては、ちょっとご答弁なかったもので、透明性との関係でそこがきちんと公正、公平に努めれば、内部告発だとかそういったものは必要ないのだというのは、それはそれで理事者の考えとしては、僕はそれでそういう方向で頑張ればいいと思いますが、そうじゃなくて、第三者がそここのところは判断しますよというのが、公益通報制度なので、その点については一定、衛管ぐらいの規模で出来るのかどうかというのがありますけれども、その辺は洛タイの問題が、一方その問題があったので、ちょっとどういうふうを考えてきているのかその点だけ教えて下さい。

○吉村 弘専任副管理者 契約と入札の感想の部分ですね、申し上げたいと思いますが、これ11年からの数字をこの10ページに書いておりますけれども、11年、12年で随分努力を致しまして、入札の比率をずっと引き上げたという経過がございますけれども、その後は大体、3割、3割、4割ぐらいの割合できております。で、特許の例も出ましたけれども、プラントというのは、全部のそれぞれの施設がうまく連携して動いているのですけれども、先生ご承知のとおりだと思いますが、そういう機械、設備でございますので、中々一つの機械だけ違う機械を使う、違うメーカーのを付けるというのが中々難しくございまして、特許もですね、全部共有の物にしたら良いんだということでもないと思うのですよね、特許そのものの制度は、やはりその開発した人を一定保護していくというようなもの、そういう仕組みも当然ございますから、中々難しいものでございまして、現実に同じ一つのプラントの中で、それじゃ競争でいけるじゃないかという物も実は競争でやっているのですこれは、色々議論をしまして、これはいけるのじゃないかと、他のメーカーにも色々聞いたり、やっておりますけれども、そういう方向では更に毎回毎回、例えばオーバーホールの中で、これは競争で行けないかとか、これはやっぱり日立しかしょうがないなというような物も、更に増やして行きたいとは思いますが、概ね正直申し上げまして、もう限界に近付きつつあるのが実態でございます。他のメーカーに聞きまして、それは出来ませんということもございまして、中々難しいございます。そういったことでもございますし、やっぱり業者の利益の確保といたしまして、利潤の確保、やっぱりシビアでございまして、共有で、さ一使って下さいよということには先生、中々ならないというのが実態であるということをお知らせしたいと、ただ、よく分かりますので出来るだけそういうような方向で検討していきたいというふうに思っております。公益通報制度につきましては、その制度そのものにつきましては検討しておりませんが、また、京都府或いは、構成市町の制定状況と云い

ますか、そんなものを勉強させて頂いて、うちの衛管で出来ればというふうにも思いますので、よく研究をさせて頂きたいなど、ただ、基本は私は、行政というのは、出来るだけ透明性のあるものが、先ず第一でございますので、公平、公正に透明性のある行政を進めるということを基本にしたいと思っております。

○桑野信一理事 一つは、調査確認の結果、不可にしたものがあるかというご質問でございますが、これはございません。それからお求めの資料につきましては、委員おっしゃるように、なるべく早く、今日中に提出をしたいというふうに思います

○村主安男理事 先ほどの公平委員会の開催理由のことで、少し舌足らずでございましたので、補足させて頂きたいと思えます。法律上の収入役制度は廃止されておりますけれども、その時点で現に収入役である場合については、そのまま在任するという事になっております。在任中に今、先ほど申しましたような規則を改正をするということは配慮されるべきであろうと思えますので、その時点で改正はしておりません。ただ、収入役さんが任期を残して20年度末に退任されるというふうな事になりましたので、20年度急遽、先ほど申しましたような手続きを踏む必要があったということでございます。

○山本邦夫委員 公平委員会の話は確かによく分かりました。それで、もう余り質問はしませんが、ちょっと最初の方で聞いておけばよかったのですが、入札の結果自体をホームページでは衛管は見れないのかな、ちょっと今日、来る途中にふっと思い付いたので、事前にホームページを見るのを忘れたのですけど、入札結果自体が公開をホームページ等で公開されているのかどうかですね。僕、11月は八幡の方で決算委員会が相次いで始まるので、今色々ちょっと色々調べていて、偶々、管理者の市町を務めておられる宇治市も随分ホームページに見せて頂きまして、工事だけじゃなくって、物品、役務等ですね入札結果等分かるようになっていきますし、そういう意味では参考に見させてもらっていたのですが、その点ではじゃ、衛管としての、積もる話、管理者を務められている元で、入札結果のホームページ上での公開とか、されていればそれで結構なのですけれど、その点ではどんな現状で、どういうふうにご考慮されるのか教えて頂きたいと思えます。それから随契の関連での特許云々の話というのは、要するに僕が言ったのは特許というのは、その技術を使う時には当然、特許料等を支払って使用するという形になるので、当然そこには競争性は他の所がその特許を使うという場合には、コストとしてはプラスになってくるので、そこでは競争性が働いてくる訳で、そういう意味では特別な特許を取った人がそれを独占するという事じゃないですから、その点では開発者のその利益の保護と、それからその技術を社会全体で共有して使っていくという、そこが担保されている制度ですから、その辺、制度の事を言っても仕方がないので、その点では努力をして欲しいなど、僕も衛管議員やらせてもらったのは平成11年度からだと思うのですね、その最初の1年、2年の時に随分努力をされたということで、この問題毎年取り上げているテーマですけど、頑張って下さいねということに留めてたんで、そのところはきちんと評価はしているつもりですし、但し、もうほぼ10年経

過してて、そこで何となく30、30、40ぐらいとかね、何か固定しているというふうになってくると、それは日々検討されているのやったら、日々、年々、前進して行って欲しいなというふうには思うので、特に先ほどの、人の体制とかの問題から言えば、その問題に手を付けようと思ったら、衛管そのものの技術水準が保障されなければ、そんなメーカーから無理ですよと云われたら、もうそれ以上は言えなくなってしまう、今後ずっと人員が縮小されて民間委託が進んでくれば、今のレベルで固定してしまう、その心配をしている訳で、その点ではちょっと是非努力をお願いしたいなということで、これは要望です。以上です。

○**桑野信一理事** ホームページでの入札結果の公表については、未だ現在やっておりません。2階のカウンターに来て頂ければ何時でも公表しておる訳ですけども、そこまでは未だ至っておりませんので、市町さんの状況等々踏まえまして検討させていただきます。

○**岩田 剛委員** 山本委員の質問にありました、低入札価格調査確認制度なのですけれども、この制度の導入の目的ですね、平成16年度から導入されておりますけれども、目的をもう少し教えて頂きたいのと、それと多分これ導入されるまでは、最低価格入札制度になっていたと思うのですけれども、具体的には数字でないかも分かりませんが、これを導入しなかった場合と、導入した後のその比較ですね、制度導入の効果について、若し分かれば教えて頂きたい。財政面でのメリットが多分、出て来ているのだろうと思いますけれども、その辺教えて欲しいと思います。それと、成果説明書の14ページ、職員の健康管理について、定期健康診断、受診者数が151人になっておりますね、職員数が126人でありますから、複数回受診者がおいでになるというふうに思いますが、その内の再検査の対象者数ですね89人ということで、約59%、10人の内6人が再検査になっておる訳であります。これ具体的な資料がないのでよく分かりませんが、一般事業所と比べてどうなのかなと、何がこれ原因なのかなと、低いですよということになっているのか、若干高いなというふうになっているのか良く分かりませんが、約6割近い再検査の対象者が出ています。何が原因なのか、作業環境が問題なのか、或いは職員の平均年齢が高いのか、どういうところで引っ掛かっているのかなというのが気になります。それから現在、病気で休職されている方が何人ぐらいおいでになるのか、その辺ちょっと何年かデータが若しありましたら教えて頂きたいと思います。

○**桑野信一理事** 一つ目の低入札価格調査制度の目的でございます。その前提としてそれ以前は、最低価格を設けていたのでしょうということなのですけれども、当組合は、予定価格と最低価格の両方とも致しておりません。なお、この最低価格の問題につきましては平成13年3月に国の指針が出ておまして、ちょっと引用させていただきますと、予定価格でございますが、入札の前に公表をすると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること。建設業者の見積り努力を損なわせること、談合が一層容易に行なわれる可能性があることに鑑み、国においては、開札の前には公表しないという指針がございました。更には平成15年10月でございますけれども、これは

廃棄物リサイクル対策部長さんから都道府県の知事さん宛に会計検査委員より、廃棄物処理施設国庫補助事業の内、その一部の事業主体が建設工事請負契約に係る入札の際、合理的な算出根拠に基づくことなく最低制限価格を設定していたことにより、契約の内容に適合した履行の確保が十分期待できる業者を失格として排除をし、結果として国庫補助金等が適切に交付されていなかったという事態について、改善を要する旨の指摘があり、指名競争入札等の場合には、指名の段階で十分施行能力を有するものを指名することが出来ることから、原則として最低価格を設定しないこととし、というような通達がされております。こういうものを受けまして、そうしたら、そういうことを設定しないのであれば、どういう制度があるのだということで、国からも指導がありましたけれども、今、指摘がありました低入札価格調査制度、こういうものを平成16年度から本格的に当組合としては導入をして参った訳であります。それで制度の中味につきましては先ほどご説明をしましたのでちょっと省かせて頂きますけれども、更に予定価格については、事前公表はしませんけれども、当然、設定は致します。予定価格については、入札の開札の直前にその当日ですね、開札しますので、入札の前に漏れるということはありませんという制度になっております。こういう平成16年度から運用していきまして、今日まで談合とか、予定価格の漏洩というのはもちろんございませんし、工事も問題なく施行出来ております。更に落札率も先ほどのご指摘もありましたけれども、成果説明書の10ページの表8で記載しておりますが、平均ですが81%というようなことで、この制度の運用で一つの完成形であるのではないかと考えております。談合であるとか、予定価格を漏らさないということで、電子入札制度というのをご指摘を頂いておるわけですが、電子入札制度につきまして調べましたところ、初年度におきまして、300万円掛かるというようなこと、更には次年度以降のランニングコストが200万円掛かるということですので、今、私ども総務課の庶務契約係でこの事務を1.5人ほどでやっておるのですけれども、こういう経費を勘案いたしましても、この低価格入札調査制度を運用することによって今、申し上げたような実態になっておりますので、この制度について今後とも、運用して参りたいというふうなことで考えております。メリットが何処にあるのかというご質問で、ちょっとそれに正確にお答えしていませんが、そういう電子入札等々、他の制度に頼らなくても今のやっている制度で、十分運営出来ているというふうには自負しておりますのでよろしくお願ひします。それから、二点目の質問で健康面で、再検査で多いのは項目で申し上げますと、血圧、脂質、糖尿等にこの数年集中してございまして、当組合は平均年齢が50になっておりますので、この年代に行けば、ある程度止むを得ないのかなというふうなことを考えております。その点について産業医さんに聞けば、そんなに特段高いという数値では無いということもおっしゃって頂いておりますので、日々、健康面には当然注意はしなければならぬ訳ですが、その後、再検査の指導なり、健康相談の指導もしておりますので、特段これで異常であるということではないという認識をしております。後、病休者については現在1名長期病欠者がおります。

○岩田 剛委員 低入札の方ですけど、低入札価格というものはそうすると、いわゆる予定価格の何%ぐらいを設定されて、そこから下のやつは低入札価格ということになりま

すね。それと、今の健康管理の問題ですけれども、作業環境が関係するという点では無い訳です。例えば呼吸器系の疾患というのであれば、再検査をするには随分と違う、一般に出来るものとは少し違うと思いますので。

○桑野信一理事 一つは率の問題ですけれども、先ほど申し上げました、調査の関係の5千万円以上の工事でございますけれども、5千万から5億未満10社の場合が65%、それから会社が増えまして11社から19社の場合は60%、それから20社以上の場合は55%にしております。なお、5億円以上のものになりますと、10社以下が60%、11社から19社が55%、20社以上が50%、こういう割合を設定を致しております。それから健康面の、職場環境等に起因するものは無いか、ということでございますが、ございません。ご案内のように、いわゆる現場職については、特定健康診断というのが義務付けられておりますけれども、そこでも検診をしておりますが、そこでの検査結果が、職場に起因するというような指摘を受けたことは過去ございません。

〔 衛生費 〕

○岩田 剛委員 成果説明書の22ページ、ごみの処理・処分及び資源化に関する事務のところ、資源化物を含む総搬入量11万804トンに対して、総処理、処分量というのは12万3,584トンというふうになっていまして、その差1万2,780トンがある訳ですが、下の脚注を見ますと、これは焼却処理での灰残渣及び資源化物発生量であるというふうに、脚注があるのですけれども、この1万2千トンというのは、総搬入量これ色々処分した結果、総処理の分は増えるというのは、どういうことなのですかね。焼却処理をして重量が増えるというのは、どうもよくわからないのですけれども教えてくださいと思います。それと、57ページのし尿委託費というところに、門標管理委託費というのが、のぼっているのですけれども、門標管理というのは具体的にどういうことをいうのか、この2点教えてくださいと思います。

○杉崎雅俊施設課長 ただ今のご質問の表25の説明をさせていただきます。左手の方が構成団体さんの方で収集をされて城南衛管に入ってきます量です。一部クリーンピア沢と書いてありますが、それについては、し尿、浄化槽汚泥を処理した後、乾燥した汚泥をごみ処理部門に埋立処理する量として、線を引かして頂いておりますが、クリーンピア沢の焼却灰を埋立処分をしております。今、ご指摘頂きました量の差なのですが、焼却工場なり、資源化設備で処理をした後、焼却残渣、資源化物が発生致します。その量が焼却処理を致しまして、埋立処分の欄の一番上を見て頂きたいのですが、ごみ焼却灰5,888トン、後、クリーン21長谷山から飛灰処理物、バグフィルターで飛灰等捕集をして空气中に飛散しないようにしておりますが、それが2,001.38トン、後、同様にクリーン21長谷山の方で、資源化物の一番下段、4,890トン、これにつきましては、米印で、磁選物、スラグ、メタルと、注記させて頂いておりますが、ごみを処

理した後、磁選物なりスラグ、後メタル等資源として売却できるように、これを合わせますと今、言われた差になりまして、簡単に言いましたら焼却をした後、資源化を処理した後の最終残渣として埋立する量をダブル併記させて頂いている量で、その差が今の量になるということでございます。

○伊庭利夫業務課長 門標の取扱いについてお答えします。し尿収集世帯には黄色の小判型の目印が、番号を打ったシールなのですけれど、それを玄関に貼ってしまして、それを目標に業者の方が収集に行きます。また、従量制の方につきましては、事業所のトイレの付近に今度は緑色の門標を貼ってしまして、それを目標に業者さん事業所の収集に行きます。その定期収集が終了したと、廃止とか、転出とかで収集が不要になったということで、業者の方に、この会社は終了しましたよという紙を渡します。指示書を渡しまして、その指示書と共に門標を剥がして、うちの方に返して頂くというような業務になっております。

○岩田 剛委員 今回の表25の説明なのですが、左側が搬入したものですよね、これを可燃ごみは燃やす訳ですな、不燃ごみについては破碎選別すると、これは余り重量は変わらないと思うのですよ。資源化物は掃除するなり、整理するなり選別するなりということで右側にいくと、可燃ごみについてはかなり、これ重量的に云うたら持込の量よりも燃やしたあとの方が軽くなると、私は思うのですが、何でこんなに増えるのかが、よう分からへんのですわ。その辺を一つ説明して欲しい。

○浅田清晴施設部長 ただ今のご質問にお答えさせていただきますけれども、確かに燃やしますと減量します。しかし残渣という形になりますので、この表では処理した量ということになりますので、ダブルでカウントしている訳です。ダブルカウントになっています。

○岩田 剛委員 この表で言うたらね、左から右に行ったら、減らなあきませんわな、燃やしたら。減らなあかんもんが何で増えるのかなと、単純な疑問なのですが。

○浅田清晴施設部長 入った量はそのまま処理します。ですから、左の表からそのまま処理する量として、右側に移ります。そこでは処理、処分するにあたって残渣というものが出来て来ます。その残渣が余分にこの右側の表では入っているということです。

○岩田 剛委員 そうかそうか、燃えた結果、これだけになりましたよという表じゃない訳や、この表は。そういうことやね。処理をした後の量やということやね、分かりました。

○川原一行委員 2、3点。決算ですから具体的な金額等含めて出ておりますし、時代を反映しておりますので、少し具体的なことを聞きます。再資源化の問題で、ペットボトルとアルミの単価の関係。これは、再資源化のところですから、成果説明書の28から29にあります。この単価が非常に安くなったということですが、その理由も大

体分かりますけど、これはどういう形でこの単価を決めたのか。これは質問ですね。それから、今年はこのペットボトルの手選別のラインを1,320万で改良されていますね、現場の設備を。これは具体的にどういう欠陥があり、どういう理由があって改良されたのか。その後それによってここの分は、消費者の皆さんのところに関係しますよね。その辺での効果と云いますか、それはどのようになっていますか。これも具体的にお聞きします。それから省資源のところですね、地球温暖化の対策関係含めて、これは40ページですか、非常に成果的に約20%の成果が上がっている訳ですね。普通府下の実情や全体を見ましても、大体、中々計画通りに進んでいないというのが現状でありますけれども、特に城南衛管の場合は、平成13年度に比べて平成20年度は約20%の減量とありますが、その主な原因、理由というのは、どういうことでしょうか、何故でしょうか。それから39ページに、省エネ、省資源のプログラム推進状況ということで、電気の使用量は47%ですか、約半減している訳ですけれども、平成13年から20年、これは中々、それぞれの自治体等では街灯が増えたり、色々な社会情勢と云いますか、変化によって中々出来ないことなのですけれども、この衛管の場合は、特にこの点での理由と云いますか、それは何故でしょうか。それから、やはり一部事務組ということもあり、城南衛管の場合はやっぱり事業と云いますか、これは一つの大きなパートですね、つまり経営と云いますか、企業的な要素も一方で持っている訳ですね。その点で質問しますけども、溶融スラグですね、これ長谷山の現場で見せてもらいましたけども、この利用は平成18年では利用量が僅か826トンというのは、グッと進んで参りまして、20年度では3千トンを超していると、しかし、この年度末の保存量と云いますか、要するに残ですね、ヤードに残さなければならない分というのが、5,700という形で、ずっと増えてくる訳ですけれども、これに対する対応ですね、これは具体的にどのような形になりますか、この点を一つ聞きたい。それから、全体に亘りますけれども、収入支出の関係ですね、原油の高騰関係ですね、これは一昨年、昨年含めて色々高騰がある訳ですけれども、衛管の場合は原油の高騰の影響というのは、どのような形になっていますか。それを聞きます。それから最終処分として、フェニックス計画というのがある訳ですけれども、これは確か平成33年で大阪湾での実質埋立は終了すると思えますけれども、非常にあそこまで行く場合は経費的にも掛かりますし、大変ですわね。その点で大阪湾に持って行く場合の年々の遞減率と云いますか、或いは全体の各組合なりの所から全部あそこに持って行く訳ですから、その辺で調整と云うのですか、その辺はどのようなことがされているのでしょうか。その辺明確に答えて下さい。

○**芦原 昇参与** 先ず一つは電気使用量ですが、これはISOサイトに限るのですが、47%減ったというのは、当然私たちはISO活動の中で、省エネ、省資源をやっております。それと同時にもう一つはクリーンピア沢と同じぐらい電気を使用していた沢2が閉鎖になりました。ですからそのことがオンされていますので、かなり大きくなったと。但しその中で、当然、省エネ、省資源の分もかなりオンされています。それから、地球温暖化ですけども、平成13年度を基準年に、16年度から20年、5年掛けまして、4万5千トンと10%、約4,500トン減らそうという計画でスタートしました。この中で一番大きく減った原因ですけれども、電気使用量、特にクリーン21長谷山で売

電をしていますけれども、その効果が非常に大きかった。それからもう一つ、温暖化に関しましては、廃プラスチックのエネルギーが非常に大きいのです。当然やっぱり色々啓発事業の中で、廃棄物が減っております。廃棄物が減りましたから、廃プラの割合も減ってくるということで、その数字も非常に大きい。それから後は、今申しましたように省エネ活動、そういったものが、ボディーブローのように効いてきたのではないかと。ですからその中で思ったよりも2倍ぐらい減りましたので、又、これから第2期、第3期と大変だと思っておりますけれども、一応大きな成果。それからもう一つは、沢第2清掃工場の閉鎖、その分が当然その中にオンされています。

○**浅田清晴施設部長** 私の方から、先ず一点目のペットボトル、アルミの単価の決め方ですけれども、これ全て入札で決めております。それから二点目の、手選別ラインの新設ですけれども、これはペットボトルが袋に入って搬入されまして、以前はそれをライン上で手で破って、袋の中からペットボトルを出して、更に選別をしていました。それをこの新設の設備は、その機械の中に入れることによって自動的に袋を破ってくれます。今まで、手で破っていたものを機械で破るというそういう機械、装置です。そういうこともありまして、今まで、手で行っていた作業が機械的にやられるということで、ライン上ではかなり作業面においてもかなりの効果が出ております。特に、夏場なんかは飲料される量が多いということで、搬入量がかかなり増えまして、そういったことで今年の夏はスムーズに処理が出来たということを知っております。そういう効果が出ております。それからスラグの利用の関係なのですけれども、残っている物の対応ということで、平成18年度は試運転から稼動し始めた段階ですので、その利用の方も中々進まなかったのですけれども、その後19年度辺りから公共工事、例えばアスファルトとか、その下の路盤材に10%程度混ぜて頂いて使ってということも進みましたし、20年度に極端に増えておりますけれども、下水道の工事で管を埋めまして、掘り起こした後に管を埋めますが、その後に今までしたら普通の砂を使っておられたのですけれども、その砂の代わりに使えるということで、埋め戻し材として使って頂いたと、その効果が20年度には若干出て来ておりまして、今後、保管量も徐々に無くなっていくという関係でございます。それから原油高の影響なのですけれども、これ私どもで見ますと、その隣のクリーンピア沢、ここでは汚泥を燃やしています。その為の灯油を使っています。それから焼却場におきまして、温度を上げるため灯油を利用しています。ここらあたりに直接的な影響が出まして、21年度にも若干経費的に増えているという状況になっています。それから大阪湾の関係なのですけれども、これ調整ということなのですけれども、私ちょっと理解させてもらって間違っているかも分かりませんが、量につきましては事前に申込み制になっていまして、申し込んだ量について引き受けて頂くというシステムになっています。今現在も以前に申し込んだ量に基づきまして持って行っている訳でございます、そういう申込み制になっています。ちょっと今の答えが適確かどうか分かりませんが、そういうことになっています。

○**村主安男理事** 原油価格の高騰による影響ということで、私の方から単価の変動等についての補足説明をさせて頂きたいと思っております。私ども一番大きなのが、灯油、白灯油で

すけれども、これ21長谷山と沢工場等で使います。年間で予算的には78万リットルの灯油を使うという計画を致しております。20年度当初でリッター当たり83円で組んでおります。結果的には年6回の契約更新をしておりますけれども、4月、5月辺りはそこから78円と5円安くなりました。価格がやや上がってきたのは6月以降でございます。高い時には110円まで上がりました。先ほど言いましたように、単価が10円上がりますと78万リッターで、780万ものお金がアップすると、正直その時には非常に慌てた訳でございますけれども、その後10月以降又、値が下り始めまして、最終的には48円70銭ぐらいまで下ったということもありまして、結果としてですけども、決算書の25、26ページでゴミ焼却費の決算を記載しておりますけれども、ゴミ焼却費の方で不用額が結構出ております。需要費関係で2千280万6千円ほど出ておりますけれども、この内の約600万円ぐらいが、結果として価格が下がったことによって不用額として出た額になっています。そういう意味では、高くなった時の影響というより、安くなった影響の方が財政的にはそういう形でプラスとして現れてきたという関係になってございます。

○**浅田清晴施設部長** 先ほどの大阪湾の関係で補足をさせていただきます。処分経費として1トン当たり5,250円、これは21年度の単価でございますが、運搬経費として2,751円ということで、運搬は別途、専門の運搬の出来る業者に委託しております。ですから、1トン当たり8千円余り掛かるということでございます。

○**川原一行委員** 順不動で聞きます。それと、再資源化の特徴的な点で、もう1点だけ追加させていただきますけれども、これ前回の廃棄物の委員会の時にも聞いたのですが、要するにグリーン産業と言いますか、これからやっぱり再資源化の中で、特にその中でチップですか、この関係が成果説明書で30ページに出ている訳ですけども、この場合、適確に答えていただきたいと思っておりますけれども、大体100%処理になっていると思うんですけども、これは嵩で表現されておりますけれども、このチップの配付事業ですか、これは平成18年から始まった事業ですけども、これは現在の人口動向とか、それから社会的な状況とかを含めて、大体この程度で今後も推移していくということになる性格のものかと判断されておりますでしょうか。これ一つ加えて簡単に答えて下さい。それから、入札、要するにペットボトルと、アルミという、いわば一番再資源化の中で一番利用価値が高いものでありますが、その他大きなマイナスの中で鉄というものもありますわね、この破碎ゴミの中で、この鉄の問題これについては殆んど変化が無いという、大分減量になってはいますが、これもやはり同じように、単価が下がっておりますけれども、同じような傾向にあるのか、アルミ、ペットそれからこの鉄で殆んどマイナスになっているのかどうかでね。これは昨年度ですけども、全体に今、景気が悪いですから産業動向もありますけれども、この辺についての昨年から今年に掛けての傾向はその後どのように変化しつつありますか。その辺答えて下さい。それから、中継車ですけども、950万というのが確か出ております。これ3台で950万、そして2台を廃車するということですけども、これの効果と入札と云いますか、状況はどういうものでありますか。それと、廃車の2台というのは期限が来て老朽化するというような性格のも

のでしょうか。なぜかと云いますと、全体的にごみの排出量が減っていく中で、この中継車を敢えて増やすという理由と、その効果ですね。何処にあるのか再度聞いておきたいと思います。それから温暖化の関係ですね、これはやっぱり分かりました。城南衛管の持つ特殊性ですね、それによってこのパーセンテージの上では普通常識では考えられないぐらい変化が起こっているということで、これはこれで一定評価をするものでございますけれども、今、法律上と云いますか、京都府も含めて各市町村、大体、地球温暖化の地域計画という形で進めてきていますね、その計画は大体、最大の市であります京都市も含めて10%ということになっておる訳でありますけれども、その点で城南衛管の場合は、地球温暖化の地域計画ですね、こういったものを今後立てていくと云いますか、そういうことになりますでしょうか。一応5年間、期限が切れた後を含めてですね。その方向はどののでしょうか。それから原油の関係というのは、今再度ですね、要するに地球を駆巡る金融のマネーがですね又再び、一時食料に注がれたり今度又、原油に注がれるという形でオイルの原価が高騰してきますから、もうその辺も非常に幅のあるところではありますし、その辺は特に油を焚いて、油を燃焼させて処理をすると云いますか、そういう工程を持っている所ですから、その辺の含みは十分に持ってもらいたいというふうに思います。それからスラグの関係ですけれども、熔融スラグは大体全体にごみの搬入量含めて、分別回収等含めて全体に低下傾向に入ってきてますから、この水準を維持していくものと思いますけれども、このメドですねその後の5, 748トンという形で、これは3年計画で、21年が最後になると思いますけれども、これは大体メドは立っておると云うか、それはどうでしょうか。特に宇治市なんかの場合は下水道ですけどね、未だ今後も利用される分野も非常に多いと思いますけれども、その辺の各自治体に対しての供給ですね、その促進と同時に、民間での道路の舗装資材としての、公共事業も勿論ございますけれども、そういった点でのPRも含めた、この保管量の減少についてはどのような対応をされますか。その辺。

○**芦原 昇参与** 地域の推進計画というのは一部事務組合では法律外なのです。ただ、それは関係ないということではなくて、今回、自分達と同様の一部事務組合に実行計画をどれだけ履行されているかということ今、調査中です。僕は、はっきり云うて全部やっているかなと思っていたのですが、今、25を聞いた中で大体25%ぐらいしかしていないのです。これは先ず一つには、法律に無いという間違えた解釈をされているところと、法律になかっても、やっぱりこの温暖化の実行計画というのは自治体の責任ですから、やっぱりそれをどういう形で温室効果ガスを落としていくかということ、皆に見せていくことですから、やっていかないと絶対まずい。始めて他所を見まして、トップの対応を含めて早いところの方は取り組んできたなと思っています。ですから、やっぱりこの実行計画2期、3期と基本的にはきちっと取り上げていく、そのことが一番大事でないかなと思っています。ですから推進計画が関係ないからじゃなくて、自分達の出来る範囲の中で、きちっとやっていきたいなと思っています。

○**浅田清晴施設部長** チップの今後はどうなるのかという質問だと思いますけれども、チップというのは公園とか、街路樹の剪定枝、それを受けましてチップ化したものを配付

しているという事業なのですけれども、平成16年度辺りからその搬入量を見ますと、大体1千トン前後ぐらいで推移していきまして、そういうものですから余り増減はないかなというふうに考えております。それから鉄とかの単価の関係ですけれども、今年度の状況はどうかということですが、今年度上半期、やはり去年の後半の単価よりも低い価格で落札されていますけれども、下半期の入札がありました。その結果、例えばスチールでしたら上半期が13,500円でしたが下半期は26,800円。それからアルミですけれども上半期が61,000円だったものが下半期は111,000円と、このように倍増に近い形で回復しているのですけれども、未だ若干景気の動向が不安定な要素があるのと、将来的にはどうなるのか分かりませんが、今年度の状況としては昨年度下半期に比べたら回復してきているという状況です。それから中継の廃車の関係なのですけれども、これちょっと表現の仕方が廃車となっていますけれども、これコンテナです。コンテナ車のコンテナ部分だけでして、生ゴミを積みますので、汚水があります。そういった関係で大体8年から10年ぐらいで腐食して穴があいたりとかいう状況になりますので、そういう時に更新しているということで、廃車2台、廃車というか更新したということです。それから、スラグのメドなのですけれども、確かに今は下水道工事の関係で、宇治市さんの方で大量に使って頂いているのですけれども、やっぱり下水道の進捗と合わせてその量は減っていくと見込んでいます。その後は、アスファルトの関係ですね、それから路盤材に使って頂くぐらいしか考えられないと思っております。それも量の10%含有ということになりますので、中々量的には上がっていかないという見込みも立てておまして、民間の業者さんにも使って頂くということで、その辺は営業活動を行なっているのですけれども、量としては下る傾向にあると見込んでおります。しかしながら出来上がったものは管内で利用して頂くという循環というものでもありますので、その辺は精力的に営業活動に努めていきたいと考えております。

○川原一行委員 衛管問題での根幹に係わるというよりも、私の質問どちらかと言いますと、今日なんか具体的な点について聞いた訳でありますけれども、一つだけ気になるのはやはり熔融スラグ等ですけれども、これはどうなのでしょう。現在、長谷山の近くのヤードに野積みで保管されておりますか、それともきちっとした形で保管されておるのでしょうか。その折角、金額的には全体のトータルから見たら、それほど大きなウエートは占めないにしても、やはりこれ非常になんと言いますか、通称3Rと云いますけれど、リユースと云いますか、再資源化の問題で非常に大事な部分だと思うのです。いずれにしろ、ごみを燃やすという限り、避けて通れない最終的な過程の一つですから、これを資源化して、しかも有効活用するという非常に大事な問題だと、しかし折角やってもこれは足かせと云いますか、そういうことになっておると、これは具合悪いと思うのですよ。その辺の点で再度質問という形で聞いておきたいと思っております。どんどんこれは、一定、残るといっては、それは止むを得ないという形で、保管場所もきちっと固定して、将来営業をしていくという、そういう性格のものとして考えておられますか。その辺のところ聞いておきたいと思っております。他の件は一応分かりました。

○杉崎雅俊施設課長 直近の需要につきまして説明させていただきます。スラグの利用につき

まして、38ページの表46で年度末の在庫量は、5,748トン残っているというご指摘を頂いておりました、これにつきましては20年度から、下のグラフに書かせて頂いていますように、下水工事の埋め戻し材でかなりご利用頂いており、非常に好評な、下水工事には使い易いというようなことは、ご担当の方からおっしゃって頂いております、21年度の利用状況なのですけれども、宇治市さんの方でこの5,700トンを全部使いたいというご依頼がございました。後、他の市町は下水道工事殆んど終わっておりますので、少ないのですが、市町全体で6,600トン。後、路盤材とかアスファルト、民間の道路工事事業者さんで、それが1,300トンほど。後、組合で一部、覆土利用とか致しますので、それが約1,200トン。併せまして9,156トンを21年度ご利用頂くということになっております。生産量は約4千トンほどですので、在庫の5,700と4千とを併せ、9,100トンのご利用を頂くということで、年度末の在庫としては約700トン、殆んど無くなってしまおうと。来年度以降につきましても、生産量4,100トンに対して、5千トンから6千トンをお願いしたいということも言っているのですが、生産量の関係で約4,100トンぐらいを毎年供給していきたいというふうに考えております。従いまして当面につきましては、下水道工事を中心に全量を有効利用して頂くというような状況になっております。

○山本邦夫委員 先ずし尿ですけれども、成果説明書の20ページで、処理の方法で今、クリーンピア沢で例えば20年度で云えば、55,946トンで、洛南浄化センターに投入しているのが、14,308トンということで、クリーンピア沢の方が19年度は、59,000ぐらいですから今後、平成23年度には洛南浄化センターの投入はそこで終了するということですので、先ず沢工場の処理能力が大体マックスで何キロリットルの処理能力があって、例えば平成20年度ぐらいでしたら、どれぐらいの稼働率なのか、要するに今後の処理能力の余力が、どれぐらいあるかというのを、ちょっと先ず確認させて頂きたいなど。平成23年度の浄化センターへの投入終了というのは、23年度は若干残って、24年度から無くなるということの理解で良いのですかね。そうすると今、20年度決算で、21年度進行中で、22、23と後、2年半を切っている訳ですが、その時点で浄化センターへの投入が終了するという、そういう見通しは、大体23年4月でのし尿と浄化槽汚泥の処理量の見通しが、大体23年度どれぐらいで、沢工場の処理能力との関係で、それで十分に見通しとして行けるのかというのは、数字的におさらいをしておきたいと思っておりますので、お願いします。それからごみ処理関係ですが、24ページのところで、クリーン21長谷山の発電実績ということで出ていますが、工場内の使用が、1千608万キロワット時ということですかね、これのかなりの部分が灰溶融のプラズマ炉で使っていると思っておりますけれども、この1千608万キロワット時の内、灰溶融炉関係の使用量がどれぐらいあるのか、それから前に去年の予算委員会の時にも、それから9月の廃棄物処理委員会の時にもちょっと言わせてもらったのですが、僕自身は灰溶融炉はもう結構、電気は食うは、さっきも出た灯油の燃焼もかなりの分で、それ止めて全部その分を関西電力に売ったら数千万、恐らく数千万から1億ぐらいのお金は、コスト的には変わってくるのかなというので、現実的に検討をした方がいいんじゃないかなと思っています。先ほどの廃棄物処理委員会の時にも

そこは検討していくということでありまして、それから先ほどの話にもありましたけれども、フェニックス計画の関係では埋立処分との関係で、その減量効果との関係ではどうなのかというのは、きちんと正確に見ておく時期かなと思っているのですが、その点では、各地で灰溶融炉を止めている自治体とか、一部事務組合の例も出ていると聞いているのですが、そういう事例ちょっと幾つか掴んでおられる所、僕も、もう止めるという結論で望んでいる訳じゃないので、止められるものなら止めたらどうかと、そこは総合的には検討してというふうに思っているのですが、その点では実際に造る時は厚生労働省の指導の下で、これは発電と、灰溶融炉が3点セットで無いと駄目と、今、その基準もなくなっているし、現に止め始めている所も出て来るとすれば、それはちょっと、それ先進事例と言うかどうかは別にしまして、そういった取組をされている所は僕自身も研究してみたいと思っていますので、そういう停止をしている事例、幾つか具体的な自治体名なり、一部事務組合の名前で挙げて頂ければ、教えて頂ければと思います。それから、38ページのところで、溶融スラグのことですけれども、平成20年度で云えば、4,108トンの溶融スラグが発生している訳ですけれども、先ほどの流れから言うと、灰溶融炉で投入している灰の量はそもそもどれだけで、それで鉄とかを取り出す部分がどれだけで、それから残った部分が溶融スラグでこの4,108ということでもいいのかな。他にも大きな要素があるのなら数字的に教えて欲しいのですが、灰の投入量と鉄とか金属を取り出している部分と、残った部分、その量がどれぐらいのものかというのを教えて頂きたい。それから、今後保管量が、年間発生する量よりも利用量の方が少なく、利用が増えているのだけど年度末の保管量増えていて、どうなのかなと思っていたのですが、さっきの質問で宇治で下水道で一生懸命使って頂くということなので、それは安心をしましたけれど、利用実績と云っても、今後、宇治が中心になるのやから、利用実績を聞こうと思っていたけど、それ云い掛けたけど、それもういいですわ。それから40ページのところで、地球温暖化対策ということで、目標を上回る達成ということで、二酸化炭素で19%、20%近い減少ということで、ここで削減効果においては先ほども答弁がありましたように、クリーン21の発電というのも大きいと思いますし、それから沢2の話もあって、ここで聞きたいのは、さっきの話じゃないですけど、クリーン21の灰溶融炉で大量に電気を使っているでしょ、これを止めた場合には、僕自身はCO₂の発生は、関西電力に売る訳ですからマイナス要因としてカウント出来るのじゃないかなというふうに思うのですが、量的にどんなものかというのがあるのですが、ちょっと分かるようであれば教えて頂きたいということです。それからここにあるHFCですね、ハイドロフルオロカーボン、これちょっと僕は言葉そのものはちょっと一度どういうものか教えて頂きたいということです。それから、34ページのところで、この文書のところの一番最後に、構成市町及び組合庁舎等で使用した廃蛍光管についても適正に処理を行なったということで書かれていまして、決算書の63ページには処分委託料ということで111,115円というのが出て来るのですが、こういう使っている蛍光灯ですね、その処理方法としては、これは恐らく構成市町でそれぞれ足並みが揃っているのかどうかあれですけれども、今、衛管では恐らく役所とかで使った分をまとめてそれを受け入れて、処理をしているということの理解で良いのか、ここの廃蛍光管の処理の問題ですね、教えて頂きたい。市町搬入が表42で、

市町搬入が273キログラム、組合搬入が359キログラムということですので、この構成市町ごとの搬入量が分かれば教えて頂きたいと思います。それから今後の問題としては、一般家庭とかそれから事業所で発生する廃蛍光管ですね、古い蛍光管の処理等については中々、搬送の問題と色々課題はあるかなというふうには思うのですが、その点については、どういうふうにご考えておられるのか教えて頂きたいと思います。以上です。

○吉村 弘専任副管理者 灰溶融施設について、私の方から申し上げたいと思います。実は城南衛管で灰溶融施設を今後どうしていくかということは、徐々にではありますが、最重要の懸案事項に実はなっております。今、先生おっしゃられたように建設当時は国の制約があった訳ですね。3点セットじゃないと、これ国からお金が出ないとかですね、それから補助金は19億9千万頂いた。そのために実は灰溶融を造っている訳ですね。そこまでは良いのです。工場全体は60数億で良いんです。そこまでは良いんです。18年の10月にスタート致しました。竣工式もしました、10月に。3年間経ちました。そこでずっと見ていきますと、やはり財政的な負担が非常に多いのです。これは一つです。それからもう一つ先生おっしゃられたように、CO₂の排出量ですね、これは灯油だとか色んなものを使いますから。それから売却が出来ませんですね、本来売却出来るのですが、その電気は灰溶融施設に使っていますから、この部分が大きいです。CO₂で行きますと2,452トンCO₂これ灰溶融を停止した時には、2,452トンCO₂削減できます。これは先ほど私どもの元気プランで、20年度は13年度に対し約20%削減となっていますけれども、これを加えたら25%の削減が出来ると、これは達成するのです。一番分かり易い数字で申し上げますけれども、そういうことです。ですからこれをこれからどうするかということが正直申し上げてあるのです。今、宇治市さんの方で一生懸命使ってもらっていますけれども、これも一定、下水道とか整備出来れば、それじゃ、その先行きどうかということもございますし、それから道路の路盤材も中々難しい分があります。あの灰溶融スラグを使うのは、一定の業者が利用する設備を持っていないといかん訳ですね、行政としてはそれを使ってくれということ、一定の業者を特定することになっちゃうのですね、だから難しいということもあつたりします。そういういろんな問題がありまして、これをどうするかというのが、実は我々の方で一番悩んでいるところでございますので、CO₂のことで行けば、云うたら即ストップということになります。それから財政上もそうです。大変なお金を使っているのですね、ですからそれをこれからどうするか、どういうふうにするか。未だ補助金を、途中で停止したら補助金を返さないかんという問題があるのですね、これ大きな問題です。センセーショナルな話です。それを制度的に環境省の方がどう変えてくれるかということもあります。それは是非何とかお願いしたいなと思いますけれども、そんなことがございまして、これからお願いをしないかんのかなと、そういう時期にも来るのではないかなとこんなふうに思っておるところでございます。それから灰溶融施設を停止した所も実はあるのです。これは補助金の返還年限の義務を終了した所、これはもう停止しているのです。そんなことから云うても、やっぱり随分しんどい施設だなということは云えようかと思います。それで名前を言えということなので申し上げますけれども

ども、我々の方も調べておるのです、そういう重要問題ですから調べております。一つは高知市ですね、補助金の返還義務を終了するのが今年で、来年から停止と聞いています。それからもう一つは埼玉県で広域事務組合がございまして、それは2000年稼働で2007年が停止ということで2つございます。それからそれ以外に生産調整をやっている所もあるのですね。年がら年中生産するじゃ無しに、ちょっと、ちょこちょこと生産調整をして、経費を節減しようかという、そんな所。そんなんで停止する所、生産調整をする所がございます。ただ、生産調整も中々難しいのですね。その生産調整をした時に、そうしたら従業員をどうするか、職員をどうするかということですね、他へ回すかということですね。うちの場合、委託もしておりますので、その辺も難しいですね。生産調整をしている施設というのは、何か同じ一つの敷地に色んな施設を持っていると、ですから自由に従業員が動けるといふことがあるのですね。うちの場合はそれが出来ないということでございまして、中々、難しいございますけれども、そんな状況でございますので、正管理者とも色々と相談を致しておりますし、うちの正副管理者さんにも相談しているところでございますし、もう少し待つて頂きたいなと、そんな状況でございます。後は、職員の方からお答え申し上げます。

○**浅田清晴施設部長** し尿処理の関係ですけれども、既設の分につきましては来年度、1日当たり20キロリットル、23年度最終年度になるのですけれども、10キロリットルということで、24年度からゼロという計画をしております。それから、クリーンピア沢の処理能力の関係ですけれども、公称能力から云いますと、1日当たり115キロリットル。但し、当初から下水投入の形を取っていたしましたので、下水投入の方には濃度の濃い生し尿、例えばBOD濃度で云いますと、11,000mgパーリッターの濃度、それが浄化槽汚泥は3,500に激減しますので、生し尿の方を下水道の方に主体的に投入をして、浄化槽汚泥が殆んど残ってきますので、その濃度でいきますとかなり、単純に云えば3倍ぐらいの量が処理出来るかなということもあるのですけれども、やはり槽の大きとか、色んな面も含めまして、今までの実績からしますと、150から160キロリットルぐらいは全く問題なく、処理水も影響なく処理出来ているというのが実態でございます。そういうことでいきますと23年度、下水道の関係もありまして中々計画通りに減少していかないのですけれども、そういったこともありまして、130から150ぐらいの処理は必要かなと思っております。ただ、今の計画では平成28年度頃にはその量、公称能力を切るような状況になりますので、その時点で抜本的な対策として、隣へ全量投入するとか、宇治市の東宇治公共下水もありますので、そこら辺りへお願いしたりと、下水道投入のことも考える必要があるかなと考えております。それから、蛍光灯の分ですけれども、今現在は、各市町の庁舎の中で発生した廃蛍光管が搬入されています。量につきましては後ほど担当の方から数字を申し上げますけれども、そういうことで、未だ管内の一般家庭から出て来る廃蛍光管については、未だ取組が出来ないというような状況でございますけれども、やはりこの蛍光管というのはガラスが多いのですけれども、かなり上質のガラス、これがグラスウール、それから金の部分、あれがアルミで貴重な資源ということ、それから中に発光原として水銀も使われております。これも回収することによって貴重な資源にもなるというようなことでもありますので、

今、例えば京都市で拠点回収、この方法としては電気店なんかを協力店にしまして、そこに持ち込んで頂いて、それでそれを資源回収、この辺では野村興産しかないのですが、そこどこか収集運搬業者が間に入っているかも分かりませんが、そこが回収に回って持って帰って資源化するという方法も取られていますので、そういうような方法もあるということで、今後、検討していきたいと考えております。

○大田博之奥山リユースセンター所長 20年度の蛍光管搬入実績についてお答えします。八幡市さんが963本、宇治田原町さんが130本、当組合については1千本ということになっています。

○芦原 昇参与 ハイドロフルオロカーボンですけども、私たちの自動車の中では、カーエアコンそれが対象になります。30台車がありまして、計数的に例えば平成4年にそれが作られたら、何ぼ計数を掛けるとか、全部計数が違っていまして、32.5という計数に対して、排出計数を掛けましたら約3トンになるということです。

○福井 均クリーン21長谷山所長 ご質問の総発電量に係る灰溶融炉に係る使用電力量でございますけれども、工場で使う分につきましては表26の発電分の内、上段の工場内使用分、先ほど言いました、1千608万6千751キロワット。それと、発電分の下でございます受電分、これも工場で使う電力分ですけども、購入分に当たりますけれども、工場内使用分とそれを合計致しました量が、工場内で使う電力量ということでご理解を願いたいと思います。その内、灰溶融で使用する電力量でございますが、両方の合計合わせまして、474万1千キロワットを灰溶融で使用しております。約30%ぐらいにあたります。

○山本邦夫委員 沢工場の件については、大体流れは分かりました。それと答弁で頂いた平成28年度には全量下水道投入ということで、お聞かせ頂いたのですが、これは当然その時点で云えば、沢工場の存在というのは要らなくなる。28年度というのは未だ先の話ですからあれですけど、そういう理解をすればいいのかどうか。ちょっと教えて下さい。今後で云えば、沢工場そのものの老朽化の問題も出て来る話もあるでしょうから、ちょっとそこは、沢工場は無して、全部浄化センター1本で行けるということの理解で良いのか、ちょっとお聞かせ下さい。それからごみ処理関係のところですけど、大体分かりましたし、一点だけちょっと教えて欲しいんですけど、国の補助金が19億ということでしたけれど、これは全部ひっくるめての19億ですよ、例えばこれが今の仕組みだと、3点セットで補助金をもらっているから、その内の一つだけ灰溶融だけ止めたら、もう全部19億丸ごと返せというような仕組みになっているのか、それとも、もうちょっと炉そのものと、それから灰溶融の部分と、それから発電の部分と3つのパーツに分かれている訳ですから、この部分だけに補助金の返還の対象になるのが19億から、更に分割してもうちょっと小さい額でいけるのかどうか、現行の制度そのものがどうなっているのかとか、ちょっとその辺りは教えて頂きたいですし、若しセットで丸ごと返さなアカンというふうなことになっているのなら、そんな制度もね、政府も代わっ

たことやし、その古いしがらみにとらわれていないで、この際、合理的なところに進んで行きましようやという話しで、色々要望を上げていくという手もあるのかなど、ちょっとその現状と考え方だけ教えて頂ければと思います。それから温暖化対策のことについても分かりました。後、蛍光灯の処理の話ですけど、要は、八幡と宇治田原の分だけと、組合以外で云えば。皆それぞれから来てるのかと思っていたので、その辺りはちょっと、環境の面で云えばガラスの問題、口金の問題とか、水銀の話、特に水銀なんかで云えば、埋立処理とかした場合は、割れたりとかした場合に地中に、処分地に留まってしまうというものも、排出の所で処理をしているから良いと云えば良いですけど、若干空中飛散なんかの問題もあるでしょうから、その辺りは構成市町の中で、先ず、庁舎内レベルでは足並みを揃えていくようなことがいけるのかどうか。それから対市民の関係で家庭内、事業所からの受け入れですね、京都市の拠点回収の話もしていましたけれども、今後、検討していくということですけど、その検討は衛管の内部でやっていくのか、それとも3市3町で勉強会的なものも含めてやっていくのか、その辺りの動きをお聞かせ下さい。以上です。

○吉村 弘専任副管理者 灰溶融でありますけれども、この灰溶融の建設時の内訳でいきますと約10億なのですね。補助金は大体3分の1ですね先ほど言いましたけれど、19億9千万ですから、その10億の3分の1で返還するのか、或いはいやいや信義則に反するから全部返しなさいというふうに云うのかどうかですね、それは少し探してみたいなあと、こういうことはあまり聞いたことが無いですから、国の方にですね。勿論、聞いたことが無いですから。だからそれは探してみたいなというふうに思っております。

○浅田清晴施設部長 沢工場の計画なのですけども、ちょっと説明不足でした。28年度ぐらいに公称能力を下回ってしまいますけれども、それだけの能力を持ちながら例えば能力を大きく下回った処理をするのは、やはり効率的な処理には問題があるということもあります。ただ、例えば全量下水投入が実現出来たとしてもやはり前処理設備で、前処理をしてからでないと、今現在も前処理した上で、それを更に希釈して、投入という形を取っていますので、それはやはり全量投入をするにあたっては求められるでしょうし、そういうことは残ってきますので、例え全量投入になっても、前処理設備というものをやはり継続してやっていかんなんということなんです。28年度ごろには丁度クリーンピア沢、20年ぐらいになります。し尿処理施設というのは20数年が耐用年数だと思います。その分については、部分的な更新は必要になってくると思っています。いずれに致しましても効率的な処理を追及するということで、色んなことは挑戦して望んでいきたいなと考えております。それから蛍光管の関係なのですけども、当然3市3町さんを含めての話でございます。今、搬入では、八幡と宇治田原しか入っていないということでしたけども、他の所でも一部例えば、蛍光管の交換を全部委託して、それを持って帰ってもらうというところまで委託している所もございますし、中にはそのまま捨てられるところもあると思います。

○山本邦夫委員 要望だけですけど、今のやり取りの中でも、灰溶融炉の問題でも、そ

れから沢の問題も、ある意味では、どこまで行けるかというのもありますけれど、大きくこの数年間の中で、沢工場の性格なり位置付けが変わってくる時点だと思うのですね。そういう意味では、そこが何か計画が出て来て、そこで議会が対応するという事じゃなく、早め早めにまとまった資料なり、情報を提供して頂いて、我々も考えていくというような形で、是非進めて頂きたいなというふうに思いますので、それはもう要望にしておきますので、よろしくをお願いします。

○岩田 剛委員 事項別明細書の25ページに、受託事業ですね。20年度は船井郡の衛生管理組合から可燃ごみの焼却を受託していますが、これは単発的なものでしょうかね。それとも21年度も発生するのでしょうか。それと受託単価がトン当たり25,135円となっておりますが、これの算出根拠を教えてくださいなと思います。それから行政コスト計算書の中のごみ処理のコストというところの数字が、基準になるのでしょうか。ちょっと教えてください。

○浅田清晴施設部長 船井郡衛生管理組合の受託処理ですけれども、それは単発的です。平成18年の11月に、ここは可燃ごみの処理をカンポリサイクルプラザという民間に委託をしています。その民間のカンポリサイクルプラザの工場が、18年11月に府の検査でダイオキシンが出ました。それによって、12月に運転停止命令が下りまして、改善と、改善計画を出しなさいということがありまして、その間、京都市とか亀岡市へ処理を委託していた訳なのですけれども、京都市が19年の末でもう処理の引き受に問題があるということで断ってきたので、京都府へ相談したら私のところ、城南衛生管理組合の方が処理に余力があるということで急遽、依頼に来られまして、行政間協力ということを含めまして、引き受けたという状況でございました。今、順調に動いていますので今回限りということでございます。単価につきましては、当時の折居清掃工場の平成18年度の決算における、人件費、運転経費、それから維持管理費、公債費、焼却灰埋立処分経費などを総額として、1トン当たりの単価を算出したという経過であります。

[歳入全款]

なし。

[実質収支及び財産に関する調書]

なし。

[総括]

○山本邦夫委員 最初の総務のところでは契約関係の質問をさせて頂いて、その関連でその時にはご答弁頂けなかった資料が先ほど頂きましたので、それに基づいて簡単に聞かせて頂きます。僕だけですので、ちょっと簡単に言うとききますと、落札率が95%以上のものが、18年度が全体59件の内10件で17%、19年度が46件の内9件が95%、率にして20%、平成20年度も9件、全体は41件で22%ということで、資料を見てからというふうに思っていたのですけれど、改めて95%以上の落札率のケースが物凄く多いですし、恐らく僕は、他の所を全部見ている訳ではないですけど、95%以上のケースがこんなにあるというのは、ちょっと突出しているように思うのですね。随契の問題とか色々午前中に議論をしてきましたので、繰り返しはしませんけれども、95%以上の割合が僕自身これは高いのか、率直に云って20%前後も占めているというのは、衛管でのプラント関係ですとか特殊な要因というのはあるにしても、突出して高いのじゃないかなというのは指摘をしておきたいと思えますけれども、その受け止めは、衛管としてはどう思っておられるのか、それが一つ。それから今の時点で午前中の質疑に対して資料が頂けなかった部分がありまして、3年間の最低、最高の数字はどうですかと、それから件名と落札率と落札した企業名ですね、それを求めたのですけれど、それは今も出て来ていない。出す出さないは、ここで云うても、午前中にやっていますから、今日は出ないのでしょうか。でも、そんな数字は、データーは即座に出て来て当たり前のものですね、これは敢えて議論はしませんけれど、後日、それは今言ったケースについては資料としてお出し頂きたい。そうでなければ本当に入札の問題が、適正に行なわれているのかどうかということで云えば、最高の落札率が何%、恐らくこれ95%以上がこれだけの件数があるのでしょうかから、95%もかなり上のところの数字もあるのでしょうかね、数字だけでこういう問題は議論は出来ないですけども、午前中のやり取りをもう一辺おさらいすれば、この10年間で改善をしてきたと、その努力は僕は認めますけれど、でもそれでもなおその改善の道は途上でしょう、更にもう一步踏み込むべきでしょうというのは僕は率直に今も思っていますしね、その点については議論を繰り返しませんけれども、少なくとも客観的な資料として出して頂きたいなと思えます。そうでなければ議会でこうずっと決算を幾ら議論をしても、本当にそれが適正な入札が行なわれているのかどうかというのは、我々判断できないところにありますから、そこはよくお願いしたいと思います。因みにこう云っておくと、一方では50%前後の低い率での入札、落札がある訳でしょ。そうしたら全体の衛管が取り扱っている入札の中で、低価格の部分と同時に90%、95%以上という高いところの入札というものもあって、恐らくこれ分布図を書けば、2つの山があるのじゃないのかなと、一方では労働者の賃金、専任副管理者も言われましたけれど、本間に企業は採算どがえしして、事業分野拡大するために労働コストも保障出来ないような価格で取りに来る部分もあれば、一方では95%以上というようなものが、10%、20%存在しているというのは、やっぱり数字だけで議論出来ないことですけども、しっかりと衛管としては真正面から取り組んでいかないと課題じゃないかなと思えますので、最後はちょっと指摘になりますけど、質問としては1点だけ、この今、頂いた数字ですね、95%以上のものが、17%、20%、22%占めているということに対して、衛管のその認識だけお聞きしたいと思います。以上です。

○桑野 信一理事 ご指摘頂いた点は、色々言い訳はもう止めると致しまして、あらゆる面から検討せよという一つの貴重なご指摘として受け止めまして、今後その率について、客観的にどうなのかという評価も含めて検討し、今後の入札の在り方について、方向性を見出していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○山本邦夫委員 もう質問ではありませんけれども、少なくとも午前中にも言いましたけれど、はっきり言って、この程度のデータが出るのに何時間も掛かっているようでは、決算委員会の審議としては体をなしてない話なのですよね、恐らく構成市町のところでこういう数字は求められて直ぐ出ないなんてことは有り得ないですよ。それはそれで今言うても仕方が無い話ですけども、一方では例えば、衛管の審議というのは、我々も365日ずっと衛管のことで頭を使っていれば良いのですけれど、中々そうはいかないところもあります。一方では情報公開とかをきちんとそれはやっていくことからすれば、一つ一つの入札件数、午前中にも言いましたけれど、ホームページでの公開であるとか、例えばこの2階のカウンターで閲覧出来ますよと云っても、中々、そのために問題意識持って来なくちゃいけない、入札関係者は来られるかもしれませんが、広く市民が、衛管の入札の問題、どういうことなんだろうと、そういう関心を持ってここまでわざわざ足を運んでくるというところまで中々、いかない訳ですね。そういう意味ではきちんとホームページでも公開することも含めましてね、一つ一つの事例がリアルに、客観的に示せるように、その辺の環境整備はお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをします。以上です。

[討 論]

な し。

[採 決]

全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定。

議案第10号

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定
するについて

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次の
とおり定めるものとする。

平成21年11月24日提出

城南衛生管理組合
管理者 久保田 勇

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例（昭和48年城南衛生管理組合条
例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の160」を「100分の145」に、「100分の17
5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。
（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成21年12月に支給する期末手当に関する改正後の第5条第2項の規定の適用
については、同項中「100分の165」とあるのは「100分の150」とする。

提案理由

平成21年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告を踏まえ、期末手当の支給に関
し所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第11号

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつ
いて

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定め
るものとする。

平成21年11月24日提出

城南衛生管理組合
管理者 久保田 勇

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「のうち2人までについてはそれぞれ6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については11,000円）、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を「については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円）」に改める。

第9条第3項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となった」に改める。

第9条の3第1項中「2,500円」を「1,000円」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第17条第2項中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の160」を「100分の150」に改め、同条第3項中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の75」を「100分の65」に、「100分の160」を「100分の150」に改める。

第17条の4第2項第1号中「100分の72.5」を「100分の70」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の35」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600

2 6	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200
2 7	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800
2 8	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400
2 9	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100
3 0	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400
3 1	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700
3 2	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000
3 3	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300
3 4	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600
3 5	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900
3 6	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100
3 7	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400
3 8	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300
3 9	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200
4 0	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100
4 1	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900
4 2	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700
4 3	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500
4 4	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300
4 5	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100
4 6	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900
4 7	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700
4 8	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500
4 9	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100
5 0	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900
5 1	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700
5 2	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500
5 3	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100

5 4	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900
5 5	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700
5 6	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500
5 7	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100
5 8	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900
5 9	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700
6 0	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500
6 1	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100
6 2	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500	
6 3	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200	
6 4	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900	
6 5	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400	
6 6	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000	
6 7	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700	
6 8	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400	
6 9	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900	
7 0	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600	
7 1	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300	
7 2	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000	
7 3	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500	
7 4	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200	
7 5	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900	
7 6	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600	
7 7	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100	
7 8	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500		
7 9	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200		
8 0	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900		
8 1	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400		

8 2	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100		
8 3	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800		
8 4	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500		
8 5	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000		
8 6	239,700	295,900	344,700	386,100			
8 7	240,400	296,300	345,200	386,700			
8 8	241,100	296,700	345,700	387,300			
8 9	241,900	297,000	346,100	388,000			
9 0	242,400	297,400	346,600	388,600			
9 1	242,900	297,800	347,100	389,200			
9 2	243,400	298,200	347,600	389,800			
9 3	243,700	298,400	347,900	390,500			
9 4		298,800	348,400				
9 5		299,200	348,900				
9 6		299,600	349,400				
9 7		299,800	349,700				
9 8		300,200	350,200				
9 9		300,600	350,700				
1 0 0		301,000	351,200				
1 0 1		301,200	351,500				
1 0 2		301,600	351,900				
1 0 3		302,000	352,300				
1 0 4		302,400	352,700				
1 0 5		302,600	353,200				
1 0 6		303,000	353,600				
1 0 7		303,400	354,000				
1 0 8		303,800	354,400				
1 0 9		304,000	354,900				

	1 1 0		304,400	355,300				
	1 1 1		304,800	355,700				
	1 1 2		305,200	356,100				
	1 1 3		305,400	356,600				
	1 1 4		305,800					
	1 1 5		306,200					
	1 1 6		306,600					
	1 1 7		306,800					
	1 1 8		307,100					
	1 1 9		307,400					
	1 2 0		307,700					
	1 2 1		308,100					
	1 2 2		308,400					
	1 2 3		308,700					
	1 2 4		309,000					
	1 2 5		309,400					
再任用職員		186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成21年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)
- 平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の第17条第2項及び第3項並びに第17条の4第2項第1号の規定の適用については、第17条第2項中「100分の150」とあるのは「100分の135」と、同条第3項中「100分の85」とあるのは「100分の75」と、第17条の4第2項第1号中「100分の70」とあるのは「100分の72.5」とする。
(住居手当に関する経過措置)
- 施行日から平成23年3月31日までの間に限り、改正後の第9条の3第1項の規定により支給を受けることとなる職員に対する住居手当の支給額については、同項の規定にかかわらず、附則別表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を支給する。
(城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年城南衛

生管理組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「給料月額に」を「給料月額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)」に、「職員(」を「もの(」に改める。

附則別表

支給対象期間	平成21年12月1日から 平成22年3月31日まで	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
支給額	月額2,000円	月額1,500円

提案理由

平成21年度人事院勧告に準じて、給料及び期末勤勉手当等を改正するとともに、過年度分の人事院勧告に伴う扶養手当等について所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。